

第三セクター等に 関する指針

令和元年 9 月

浜 田 市

目 次

第1 策定の趣旨	1
----------	---

第2 対象となる第三セクター等	2
-----------------	---

- 1 第三セクター等の定義
- 2 本市の第三セクター等

第3 第三セクター等に対する基本方針	3
--------------------	---

- 1 事業そのものの意義の確認
- 2 採算性の判断
- 3 事業手法の選択

第4 市の具体的な取組	4
-------------	---

- 1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価
- 2 市の関与の在り方

第5 第三セクター等の経営健全化の取組	7
---------------------	---

- 1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】
- 2 策定する経営健全化方針の内容

別紙1「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」

別紙2「第三セクターに関する調査票」

別紙3「第三セクター等経営健全化方針」

第1 策定の趣旨

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社）は、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等、重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、本市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、本市においては、独自の視点で、平成19年11月に「地方公社等に関する指針」及び「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」を策定し、地方公社を含む第三セクター等に対する基本的な方針及び関与の在り方についての方向性を定めております。

しかしながら、これらの指針策定以降10年以上が経過する間に、社会経済情勢が大きく変化し、「官から民へ」の流れの下、指定管理者制度により公の施設の管理に対する民間事業者の参入が進むなど、第三セクター等を取り巻く環境は大幅に変化しております。

本市においても、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化などを行い、必要に応じて法人の整理統合を進めてきました。

このような中で、平成26年8月に国から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（総財公第102号）が示され、自らが関係する第三セクター等に対し、効率化・経営健全化に取り組み、適切な対処をするよう要請があったところです。

こうした背景を踏まえて、改めて本市の関係する第三セクター等の経営健全化に取り組むとともに、第三セクター等に対する基本的な方針及び今後の関与の在り方の方向性を見直し、本指針を策定することとしました。

なお、平成19年11月策定の「地方公社等に関する指針」については廃止し、「地方公社等に対する市の関与の見直し指針」については、個別の指針として別途改定します。

第2 対象となる第三セクター等

1 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次のとおりです。

(1) 第三セクター

市が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人

(2) 地方公社

地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

2 本市の第三セクター等

第三セクター等のうち、本指針の対象となるものは、国の指針に沿って「出資（原則として25%以上）を行っている法人」「損失補償等の財政援助を行っている法人」「その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人」とします。

【浜田市における第三セクター等の対象法人（平成31年3月末現在）】

第三セクター			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	（公財）浜田市教育文化振興事業団	100百万円	100.0%
2	（公財）島根県西部山村振興財団	125百万円	28.6%
3	（公社）浜田漁港排水浄化管理センター	15百万円	47.4%
4	（有）ゆうひパーク三隅	3.4百万円	56.7%
5	ゆうひパーク浜田（株）	8.4百万円	28.0%
6	（有）三隅町農業支援センターみらい	1.5百万円	28.8%
7	金城開発（株）	100百万円	25.0%
地方公社			
No.	法人名	市出資	出資比率
1	浜田市土地開発公社	5百万円	100.0%

第3 第三セクター等に対する基本方針

第三セクター等については、本市は出資者として、法人経営の健全化・効率化に向けた計画的な取組を要請するとともに、指導、監督や必要な支援を行います。

ただし、そうしてもなお経営の改善が見込めない場合は、統合や廃止等抜本的な見直しに取り組むこととします。この取組は、国が示した「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」（別紙1）に基づき進めることとし、具体的には次の基本方針に基づき、他の出資者及び当該法人と協議、検討しながら行うこととします。

1 事業そのものの意義の確認

設立した目的を既に達成していないか、そもそも意義があるか、行政目的が明確であるか、という視点で確認します。

2 採算性の判断

継続的に経営状況等を把握し、将来の見通しを踏まえて採算性を判断します。経常収支が連続して赤字のもの、債務超過であるものは、原則として採算性がないものとします。

3 事業手法の選択

将来の見通しを踏まえてもなお採算性がないと判断できる法人は、清算、民営化、資産と運営の分離等の事業手法を選択するよう検討・協議します。

第4 市の具体的な取組

1 経営状況等の定期的な把握、点検、評価

本市は、第三セクター等の現在及び将来の経営状況や資産債務の状況等について、適切な会計基準及び資産評価等を用いて、定期的な把握、点検、評価を行うこととします。

所管部課及び関係部課においては、第三セクター等に毎年度経営状況の報告を求め、決算書（貸借対照表、損益計算書等）をベースに、経営成績、財務状態、キャッシュ・フローの状況等について、経年での推移や経営諸指標（流動比率、負債比率等）などを基に分析します。その際、特に、安全性及び収益性に留意します。

また、出資者（株主）や役員の状況、借入金の状況、市の財政負担等の関与の状況等について把握します。

こうした状況を把握、点検した上で、第三セクター等の経営状況に対する評価を行うこととします。評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査し、「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）に留意します。

こうした取組により、法人が抱える問題を早期に発見し、その対策を検討する中で、必要に応じて、法人への要請、指導、監督を行います。

2 市の関与の在り方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等の経営は、原則として市から独立した事業主体として自助努力により行われるべきであり、その責任は経営者に帰するものです。したがって、本市が経営に参画していない場合に負う責任は、あくまでも出資の範囲内であることを明確にします。

ただし、経営が悪化した場合の抜本的改革については、事業の公共性、公益性、財政リスク等を踏まえて、本市が主導することが必要です。

また、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、市が公的支援を行うことを検討します。

なお、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行わないこととします。

こうした考えを基本に、以下本市の第三セクター等に対する関与の在り方を示します。

(2) 財政的関与の在り方

第三セクター等に対する本市の財政的関与については、税金を原資又は担保とするものであるため、漫然と合理性なく継続することなく必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 損失補償（債務保証を含む。）

市が第三セクター等の債務について行う損失補償（土地開発公社に対するものを除く。）は、原則として行わないこととします。

② 貸付け

貸付金は、その必要性、効果、緊急度等を検証するとともに、返済の見通し及びその確実性について十分担保することとします。

（短期貸付け）

原則として行わないこととします。

（長期貸付け）

第三セクター等の経営の著しい悪化が市の財政運営に影響を及ぼすおそれがあることに十分留意します。

③ 出資（増資を含む。）

第三セクター等のガバナンスを強化するため、市が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間のもとより、利害関係者等に対しても明確にします。

④ 補助金、委託料

補助金については、対象事業の公益性等を十分に考慮した上で、地域経済に与える影響等も勘案し、必要最小限にとどめます。

赤字補填のための補助金等の公的支援については、原則として行いません。

また、指定管理者制度を活用する場合の指定管理料については、指定管理者が効率的な運営を行ってもなおその運営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費を算定根拠とします。

(3) 人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が1/2 以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。

また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。

② 職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

(4) その他の関与の在り方

① 情報公開

第三セクター等における経営状況等の情報公開については、議会・市民に対する説明責任を果たすため、法令の定めに従って積極的に行うこととします。（別紙2「第三セクター等に関する調査票」）

ただし、会社法法人たる第三セクターの情報公開に関しては、株主の利益に配慮する必要があることから、会社法に照らして適正な情報開示に努めます。

② 株主としての適切な対応

市は、株主としての役割を果たすため、株主総会等における保有する株式数に応じた議決権のほか、株主としての権利を適切に行使します。

第5 第三セクター等の経営健全化の取組

本市は、平成30年2月の国の通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総財公第26号）を踏まえて、次の要件及び内容により、必要な法人ごとに、その合意と協力を得て、「経営健全化方針（別紙3）」を速やかに策定し、経営健全化に取り組むこととします。

1 策定する必要がある要件 【経営悪化状態の判断】

第三セクター等の中で、市が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人とします。

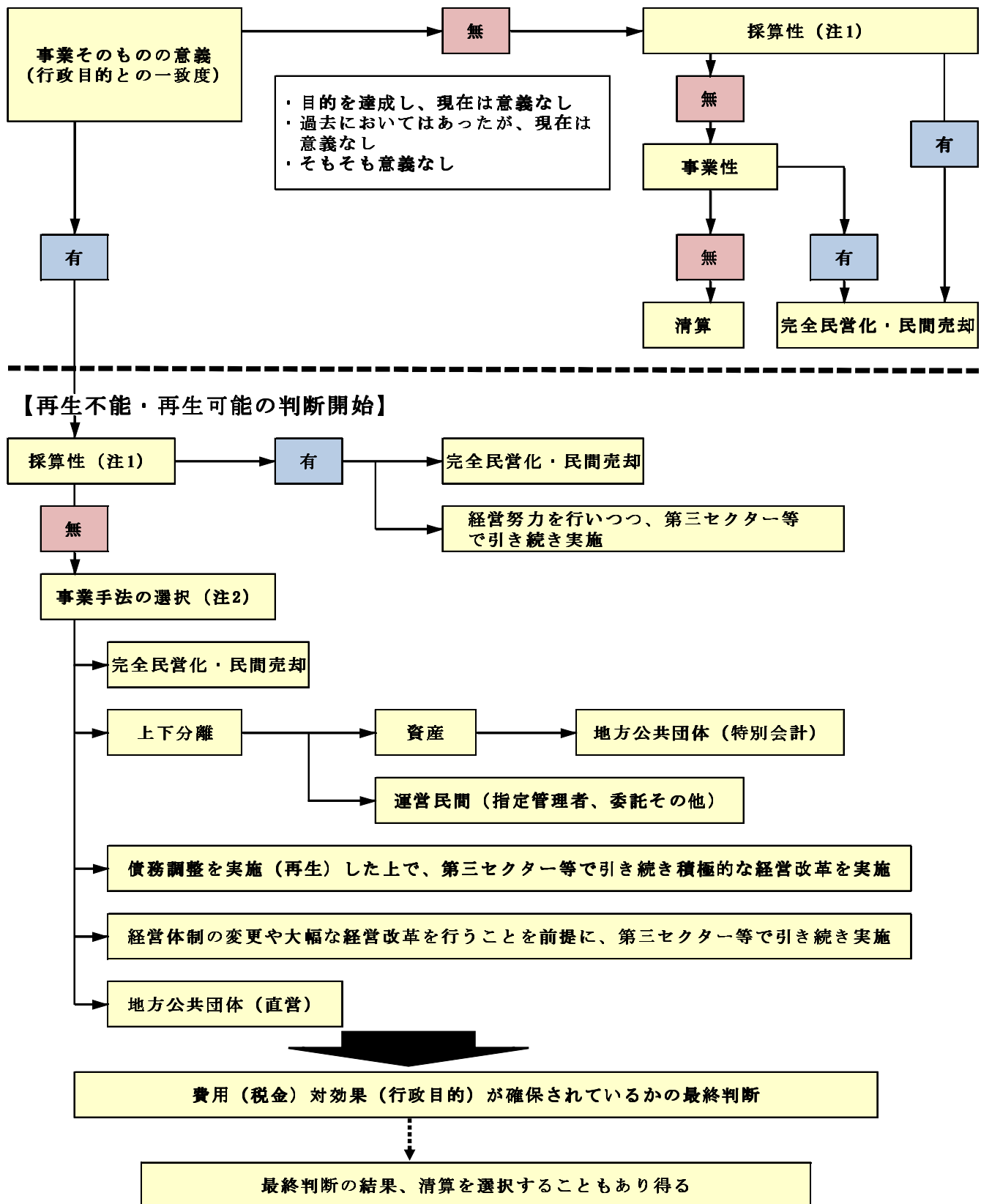
- （1） 債務超過法人
- （2） 実質的に債務超過である法人
事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
- （3） 市が多大な財政的リスクを有する法人
- （4） その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

2 策定する「経営健全化方針」の内容

- （1） 法人の概要
- （2） 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの市の関与
- （3） 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- （4） 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
- （5） その他必要な事項

なお、策定時における該当法人の評価に当たっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することを検討します。

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

第三セクター等に関する調査票【公表用】※会社法法人

(一般社団法人及び一般財団法人、土地開発公社については別途様式)

調査年度	
作成年月日	

<団体の基本情報>

法人名		所在地		電話番号	
設立		HPアドレス			
形態・業種等					
業務内容					

<役員状況>

役員員数	内 常勤			内 非常勤			備考
		内 市職員数	内 前市職員数		内 市職員数	内 前市職員数	

<市の関与>

市所管課				指定管理	指定期間	その他
市出資 (千円)						
	出資年月	割合(%)	備考	連結対象		団体の損失補償額(千円)
市からの財政支出状況(千円)			前々年度(H28)	前年度 (H29)	本年度(H30)	備 考
	委託料					
	補助金					
	貸付金 残高				貸付金総額 ○○○千円(平成●●年●月)	
	その他()					

<経営成績・財務状態> (単位:千円)

【業績】損益計算書		前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
	売上高					
	営業損益					
	経常損益					
	純損益					
	減価償却費					
	減価償却前当期損益					
【財務】貸借対照表		前々年度(H28)	前年度(H29)	本年度(H30)	増減	備考
	総資産					
	流動資産					
	流動負債					
	自己資本					
	資本金					
	利益剰余金(または累積欠損金)					
	負債					
	うち、借入金					
	流動比率					流動資産÷流動負債
	負債比率					負債÷総資産
	現金等期末残高					

<所管課における評価>

「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」(別紙1)による評価	A: 清算
	B: 完全民営化・民間売却
	C: 経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施
	D: 上下分離
	E: 債務調整を実施(再生)した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施
	F: 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施
	G: 地方公共団体(直営)
法人の具体的な課題	
その他特記事項	

第三セクター等経営健全化方針

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金〔 千円【当該地方公共団体の出資額（出資割合） 千円（ %）】〕
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

（例）法人の経営状況や財政的なリスクの現状
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

（例）指針の別紙1に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」
の手順により検討（事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う）

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

（例）法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

（参考）

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	（うち現預金）	（ ）	（ ）	（ ）
	（うち売上債権）	（ ）	（ ）	（ ）
	（うち棚卸資産）	（ ）	（ ）	（ ）
	負債総額			
	（うち当該地方公共団体からの借入金）	（ ）	（ ）	（ ）
	純資産総額			

損益計算書から	項目	金額（千円）		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

平成 19 年 11 月 6 日
改正 令和元年 9 月 2 日

第三セクター等に関する個別指針

1 趣旨

第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。

そこで、第三セクター等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。

なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」の実施計画の性格を有するものである。

2 第三セクター等の選定

市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。

具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。

第三セクター等に関する個別指針 対象団体一覧 【平成31年3月31日現在】

【※金額単位：千円】

番号	第三セクター等の 名称	主な業務内容	資本金				管理施設				財政負担（予算）			役員の状況		関与度	担当 部署
				うち市出資 金額/割合			名称	所有者	指定管理	指定 管理料	その他 （貸付、 補助等）		うち 市職員				
									選定方法								
1	浜田市土地開発公社	1. 公用地の取得事業 2. 公有用地の処分事業	5,000	5,000	100.0%	無	—	—	—	—	無	—	—	12人	5人	AAA	都市建設部 建設企画課
2	(公財) 浜田市教育文化 振興事業団	1. 文化、芸術の振興 2. 高齢者の福祉の増進 3. 児童、青少年の健全育成 4. 教育、スポーツの推進 5. 国際相互理解の促進、開発途上地域 への経済協力	100,000	100,000	100.0%	有	世界こども美術館創作活動館、 石中央文化ホール、石正美術館、 三隅中央公園、田の浦公園、ア クアみすみ、浜田市室内プー ル、三隅B&G海洋センター、三 隅中央会館、岡見スポーツセン ター	浜田市	有	公募 (浜田市室内 プール) 指名 (上記以外)	有	225,614	3,200 (補助金)	16人	4人	AA	教育部 生涯学習課 文化振興課
3	(公財) 島根県西部山村 振興財団	1. 地域材や自然繁殖産品を活用した商 品開発、試販、流通情報収集等 2. 山村振興のための研修、表彰、特産 品フェアの開催等 3. 産業振興のためのソフト開発に対す る援助等	436,000	125,000	28.7%	有	間伐材等地域研究施設	浜田市	無	—	有	0	7,540 (補助金)	9人	0人	A	産業経済部 農林振興課 弥栄支所 産業建設課
4	(公社) 浜田漁港排水浄 化管理センター	1. 浜田漁港等の清掃 2. 浜田漁港等における水質汚濁の防止 及び生活環境の美化に関する啓発 3. 浜田漁港水産加工団地の排水浄化施 設の管理運営	31,732	15,000	47.3%	有	浜田漁港共同浄化施設	島根県	無	—	無	—	—	11人	3人	A	産業経済部 水産振興課
5	㈱ゆうひパーク三隅	1. 特産品の展示販売と地域食材の提供 2. 地域情報の発信と道路情報の提供	6,000	3,400	56.7%	有	ゆうひパーク三隅	浜田市	有	指名	有	7,569	0	8人	1人	B	三隅支所 産業建設課
6	ゆうひパーク 浜田㈱	1. 道路・観光情報の提供 2. 駐車場及び公園管理 3. 各種催事の企画・開催 4. 観光物産品及び農林水産物（加工品 含む）の販売 5. 飲食店の経営 6. 不動産の賃貸管理等	30,000	8,400	28.0%	有	ゆうひパーク 浜田	法人	—	—	無	—	61,537 (貸付金 残)	9人	1人	C	産業経済部 商工労働課
7	㈱三隅町農業支援セン ターみらい	1. 農作業の受託 2. 育苗センター、ライスセンターの管 理運営	5,300	1,500	28.3%	有	三隅町農業支援センターみらい （事務所ほか）	法人	—	—	無	—	—	10人	1人	C	三隅支所 産業建設課
8	金城開発㈱	1. ゴルフ場の経営 2. ゴルフ練習場の経営 3. レストランの経営	400,000	100,000	25.0%	有	金城カントリークラブ	法人	—	—	無	—	—	10人	0人	C	金城支所 産業建設課 産業経済部 商工労働課
9	石見ケーブルビジョン ㈱	1. 放送事業 2. 通信事業	201,600	500	0.2%	有	ケーブルテレビ	法人	—	—	無	—	—	12人	0人	D	地域政策部 政策企画課
10	㈱かくれの里ゆかり	1. ホテル等の開発、経営 2. レストラン等の経営 3. 特産品等の販売 4. 損害保険代理業	65,000	2,000	3.1%	有	かくれの里ゆかり	法人	—	—	無	—	—	7人	0人	D	旭支所 産業建設課
11	島根物産商事㈱	1. 地場産品の店舗販売 2. 地場産品の国内販売	78,000	2,500	3.2%	有	森トピアほか	法人	—	—	無	—	—	10人	0人	D	弥栄支所 産業建設課

3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握

第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAA から D までの 6 段階）し、把握する。

4 市の財政支援に関する指針

第 2 項の表「関与度」の類型に基づき、第三セクター等に対する今後の財政支援について指針を示す。

(1) 関与度 AAA | 地方公社（1 団体）

対象 | 浜田市土地開発公社

当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間存続させる。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。

なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。

(2) 関与度 AA | 市が 100% 出資する財団で公共性が高いもの（1 団体）

対象 | (公財) 浜田市教育文化振興事業団

当該団体は、公の施設を管理するための法人として平成 8 年度に市が設立した団体であり、市の関与度は極めて高い。しかしながら、指定管理者制度の導入（平成 15 年自治法改正）後においては、指名により当該団体を指定管理者とする必然性は乏しい状況にある。したがって、指定管理に当たっては公募を原則とするものであるが、施設の性格又は設置の経緯によっては当該団体を指名することも可とする。なお、団体を解散する必要がある場合は、出資金の範囲内で清算の措置を行い、問題の解決を図る。職員の退職金については特に注意する。

(3) 関与度 A | 市が出資する公益財団法人及び公益社団法人（2 団体）

対象 | (公財) 島根県西部山村振興財団、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センター

(公財) 島根県西部山村振興財団については、当該財団の設立の経緯から、現状を維持することを基本としつつ、浜田市と同様に出資している他市町と協調した支援等を必要とする場合は、別途検討する。また、

(公社) 浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。

(4) 関与度 B | 公設の施設を運営する第三セクター (1 団体)

対象 | (有) ゆうひパーク三隅

当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。

基本的には民間セクターへの移行を図るものであるが、団体を解散する必要が生じた場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。

(5) 関与度 C | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの (3 団体)

対象 | ゆうひパーク浜田(株)、(有) 三隅町農業支援センターみらい、
金城開発(株)

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。

イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。

(ア) 従前の出資割合の範囲内での増資

(イ) 減資

(ウ) 貸付

エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。

オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

(6) 関与度 D | 民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの（3 団体）

対象 | 石見ケーブルビジョン(株)、(株)かくれの里ゆかり、島根物産商事(株)

当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。

今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。

ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。

イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。

ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。

5 施設運営に対する財政負担の方向性

現状における財政負担（施設運営費）は、第 2 項の表「財政負担（予算）」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見出す。

- (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。
- (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は第三セクター等が当該団体の収益の中から調達する。
- (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、第 4 項の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
平成 19 年 11 月 6 日	平成 19 年 11 月 6 日 改正 令和元年 9 月 2 日
地方公社等に対する市の関与の見直し指針	第三セクター等に関する個別指針
1 趣旨 第三セクター、公社、財団等（以下「地方公社等」という。）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 合併協定における「地方公社等の経営の健全化については、自治区の責任において必要な措置を講ずること」を前提とし、地方公社等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「地方公社等に関する指針（平成 19 年 11 月）」に基づく見直しの実施計画の性格を有するものである。	1 趣旨 第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。 そこで、第三セクター等 の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。 なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」の実施計画の性格を有するものである。
2 地方公社等 の選定 市が資本参加している地方公社等 52 団体 のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（19 団体）。	2 第三セクター等の選定 市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。 具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。 （※改正後の一覧表については、記載事項を追加の上、改めて別紙で表示）

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額（千円）						有無	金額（千円）		
浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA	浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA
(財) 浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	167,489	世界こども美術館創作活動館、石中央文化ホール、サンマリン浜田、サン・ビレッジ浜田	AA	(公財)浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	228,814	世界こども美術館創作活動館、石中央文化ホール、石正美術館、三隅中央公園、田の浦公園、アクアすみ、浜田市室内プール、三隅B&G 海洋センター、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA
(財)三隅町教育文化振興財団	100.0	浜田市	有	123,763	石正美術館、三隅中央公園、アクア三隅、田ノ浦公園、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA	(財)三隅町教育文化振興財団	【法人】平成22年4月（公財）浜田市教育文化振興事業団と合併 【施設】平成18年4月～ 指定管理					
(財)金城町開発公社	100.0	浜田市	無		美又温泉国民保養センター	A	(財)金城町開発公社	【法人】平成20年9月 解散 【施設】平成18年4月～27年3月 指定管理、平成27年4月～31年3月 直営、令和元年7月～ 指定管理					
(財)ふるさと弥栄振興公社	100.0	浜田市	有	43,030	ふるさと体験村	A	(財)ふるさと弥栄振興公社	【法人】平成30年3月 解散 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成30年4月～9月 直営、平成30年10月～ 休止					
(財)浜田市都市環境整備公社	100.0		無		墓地	A	(財)浜田市都市環境整備公社	【法人】平成23年4月 解散 【施設】残余財産（墓地）は市に寄附					
(財) 島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	2,000	間伐材等地域研究施設	A	(公財)島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	7,540	間伐材等地域研究施設	A
							(公社)浜田漁港排水浄化管理センター	47.3	島根県	無		浜田漁港共同浄化施設	A
(株)かなぎ	60.9	浜田市	有	23,000	かなぎウェスタンライディングパーク	B	(株)かなぎ	【法人】平成24年3月 解散 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成24年4月～25年3月 直営、平成25年4月～ 指定管理					
(株)リフレッシュかなぎ	60.0	浜田市・一部法人	無		リフレパークきんたの里	B	(株)リフレッシュかなぎ	【法人】平成21年1月 市保有株の全部を民間へ分割譲渡 【施設】平成18年4月～ 指定管理、平成20年9月 施設（法人所有）を市が取得、					
(有)かなぎ加工センター	46.5	浜田市	無		かなぎ加工センター	B	(有)かなぎ加工センター	【法人】平成21年5月 解散 【施設】平成18年4月～28年10月 指定管理、平成28年11月 市有施設を民間譲渡					
(有)ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	4,980	ゆうひパーク三隅	B	(有)ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	7,569	ゆうひパーク三隅	B
ゆうひパーク浜田(株)	14.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C	ゆうひパーク浜田(株)	28.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C
(株)はまだ特産品センター	15.0	法人	無		しまねお魚センター	C	(株)はまだ特産品センター	【法人】令和元年6月 解散 【施設】令和元年6月 施設（法人所有）を市が取得、令和2年11月～ 指定管理（予定）					

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額 (千円)						有無	金額 (千円)		
(有)三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい	C	(有)三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい事務所ほか	C
							金城開発(株)	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	C
石央マリン開発(株)	9.6	法人	無		森トピア	D	【法人】平成30年3月 解散 【施設】施設（法人所有）は島根物産商事(株)が取得						
石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D	石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D
金城開発(株)	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	D							
(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D	(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D
島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピア外	D	島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピアほか	D
3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握							3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握						
地方公社等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。							第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。						
4 現状における実質的な債権及び債務の洗い出し													
現状における地方公社等に対する市の債権及び債務の状況は、別表中の「債権債務」とおりである。これに掲げるもの以外に実質的な市の債権又は債務の有無を改めて地方公社等に対して確認する。具体的には、覚書、口頭の類を含め市が債権又は債務（主に職員退職金等）を有していないかを調査する。													
なお、調査に当たっては、特に地方公社等有する借入金（不良債権を含む。）に着目し、法的整理（破産手続）を行った場合に出資金を超えて市の負担が生じるものはないかという視点で行う。							【削除理由】 第三セクター等に関する指針（P4）に掲載済み。						

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
5 債権及び債務の履行の確認 前項で確認した債権及び債務について、その<u>確実な履行が可能か否か個別に検討する</u>。債権については、その回収計画に疎漏はないか、また、回収リスクがある場合の対応策はいかにあるべきかを具体的に示す。債務については、<u>確定しているものは地方公社等が作成した具体的な返済計画（財源対策を含む。）を、未確定なものはその状況（理由、想定金額、年次等）を示す。</u>	
6 市の<u>新たな</u>財政支援に関する指針 第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>地方公社等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。 なお、当該指針の実施に当たっては、「<u>自治区の責任</u>」において行い、実施後に<u>新たな問題が生じた場合は、「市全体の責任」において財源対策を含めて問題の解決を図る。</u> (1) 関与度 AAA <u>土地開発公社</u> 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>特に市の債務を肩代わりさせているものは当然のこと、実質的に債務保証している用地等の処分等に当たっては、関連道路の整備、公共事業の導入等を行うことにより主体的に協力及び支援を行う。</u>今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなし、計画の徹底的な検証を行うものとする。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 (2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの</u> (2 団体)	4 市の _____ 財政支援に関する指針 第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>第三セクター等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。 (1) 関与度 AAA <u>地方公社（1 団体）</u> <u>対象 浜田市土地開発公社</u> 当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間</u>存続させる。 _____ 今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。 なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。 (2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの</u> (1 団体) <u>対象 (公財) 浜田市教育文化振興事業団</u>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

[illegible]

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
する場合は、別途検討する。_____ _____ _____ (4) 関与度 B__公設の施設を運営する第三セクター__<u>(4 団体)</u> _____ 当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 _____ なお、<u>第三セクターが建設した施設についても、整理を行う必要がある。特にこれらに借入金がある場合は、これを解消すべく市が買取り（公有財産購入費による。）を行う（借入金がない場合であっても同様とする。）。その上で、第三セクターの必要性を検討することになるが、基本的には民間セクターへの移行を図る。</u> _____ _____団体を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「自治区の責任」において「地域振興基金」により対応する。 (5) 関与度 C__民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの（3 団体） _____ 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>施設の建設に当たって公益性の観点から市の関与が高く、市の経営責任が避けられない団体である。これらは、経営破たんの可能性を抱えており、_____経営動向を常に注視する。今後の対応としては、「自治区の責任」において次に掲げるとおりとする。</u> ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。	する場合は、別途検討する。<u>また、（公社）浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。</u> (4) 関与度 B__<u>公設の施設を運営する第三セクター</u>__<u>(1 団体)</u> <u>対象 (有) ゆうひパーク三隅</u> 当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗しうる様、早期に経営改善を図ることとする。 _____ _____ _____基本的には民間セクターへの移行を図るものであるが、<u>団体</u>を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。 _____ (5) 関与度 C__<u>民設の施設を運営する第三セクター</u>で市の関与度が高いもの（3 団体） <u>対象 ゆうひパーク浜田(株)、（有）三隅町農業支援センターみらい、金城開発(株)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、_____今後の対応としては、_____次に掲げるとおりとする。</u> ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。 イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア） 従前の出資割合の範囲内での増資 （イ） 減資 （ウ） 貸付 エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) (6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(5 団体)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) 7 第三者評価及び経営改善計画 <u>第 2 項の表に掲げる地方公社等（前項第 1 号「AAA」の土地開発公社、同項第 2 号「AA」の財団法人浜田市都市環境整備公社及び同項第 6 号「D」の団体を除く。）については、直ちに経営状況に関する「第三者評価（税理士等による簡易な経営診断等）」を行うことを求める。これを受け、市において必要と判断した場合は地方公社等自らが作成した「経営改善計画」の提出を求め、地方公社等に対する市の対応を改めて検討する。</u>	ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。 （ア） 従前の出資割合の範囲内での増資 （イ） 減資 （ウ） 貸付 エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。 オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) (6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(3 団体)</u> <u>対象 石見ケーブルビジョン(株)、(株)かくれの里ゆかり、島根物産商事(株)</u> 当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。 今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。 ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。 イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。 ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。) 【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時に実施済み。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
8 施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>地方公社等</u>が当該団体の収益の中から調達する。 (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第6項</u>の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 (4) <u>指定管理者制度において指名制を採用した施設の維持管理に係る委託費（運営費補助を含む。）については、毎年度精算を行うこととし、剰余金の一定割合を市に返還することを義務付ける。</u> 9 地方公社等が運営する施設の在り方 <u>地方公社等の経営を考える上で、地方公社等が運営する施設の在り方についても明確にする必要がある。そこで、当該施設の存続、廃止又は統合を含めた市の方針決定を併せて行う。</u>	【注】「補助金・委託料の金額」は、改正後「財政負担（予算）」に差替↓ 5 施設運営に対する財政負担の方向性 現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見い出す。 (1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。 (2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>第三セクター等</u>が当該団体の収益の中から調達する。 (3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第4項</u>の指針に基づいた整理がなされている場合に限る。 【削除理由】 指定管理者の種別または財務状況により、個別に決定するため 【削除理由】 公共施設等再配置計画等で実施。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現 行	改 正 後
<u>10 施行期限等</u> <u>(1) 「債権及び債務の洗い出し」 平成 19 年 10 月</u> <u>(2) 「指針の公表」 平成 19 年 12 月議会（全員協議会）</u> <u>(3) 「第三者評価」 平成 20 年 3 月</u> <u>(4) 「経営改善計画」 平成 20 年 6 月</u> <u>(5) 「地方公社等個別方針決定」（地方公社等が運営する施設の在り方を含む。） 平成 20 年 10 月</u>	【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時の施行期限等であり、実施済。

保育料無償化に伴う給食費の取扱いの変更等について

国において、子ども子育て支援法の改正法が成立し、令和元年 10 月 1 日から保育料の無償化（幼児教育の無償化）が行われます。

浜田市においても、国と同様の基準で保育料の無償化を行いますが、これに伴い給食費の取扱い等の変更点がありますので報告します。

1 認可保育所、認定こども園、幼稚園の無償化対象者について

次の児童に対する保育料は、無料となります（手続きは不要です。）。

- (1) 認可保育所又は認定こども園保育園部を利用する児童
 - ア 3 歳以上（年少クラス以上）児
 - イ 住民税非課税世帯の 3 歳未満児
- (2) 幼稚園又は認定こども園幼児園部を利用する児童
全ての児童

2 無償化の対象とならない費用について

給食費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費、PTA 会費、延長保育料などは無償化の対象となりません。

3 給食費の取扱いについて

- (1) 保育所又は認定こども園保育園部を利用する 3 歳以上児
これまでは、副食費（給食費のうちおかず・おやつ代）が保育料に含まれていましたが、今後は主食費と副食費を併せて施設が徴収します。
- (2) 保育所又は認定こども園保育園部を利用する 3 歳未満児
給食費は、これまでどおり保育料に含まれますので、施設が別途主食費や副食費を徴収することはありません。
- (3) 私立幼稚園又は認定こども園幼児園部を利用する児童
これまでどおり主食費と副食費を併せて施設が徴収します。

【参考】 国が示している給食費の目安は月額 7,500 円（主食費 3,000 円、副食費 4,500 円）となっています。給食費は、国基準の質を確保することを前提に各施設で設定します。

【裏面へ】

4 副食費の免除・補助について

(1) 副食費の免除

次の児童に対する副食費は、免除（無料）となります。免除相当額は、市から施設へ支払う運営費により措置されます。

ア 推定年収 360 万円未満相当の世帯の児童

イ 国基準による第 3 子以降の児童

※別紙資料参照

(2) 副食費の補助

浜田市では、国が示している副食費の目安額（4,500 円）が旧保育料を上回る児童に対し、補助を行います（令和元年度に限る。）。

補助額：副食費の目安額－旧保育料の額

5 認可外保育施設その他保育サービスの無償化について

(1) 無償化対象サービス

「認可外保育施設（おおぞら保育所）」

「預かり保育事業」

「ファミリーサポートセンター事業」

「休日保育事業（子育て支援センター実施）」

「病後児保育事業」

※ これらのサービスに係る給食費、日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費、PTA会費などは無償化の対象となりません。

(2) 無償化対象者

3 歳以上（年少クラス以上）児と非課税世帯の 3 歳未満児のうち、父母の就労などを理由に保育の必要性の認定を受けた児童。ただし、認可保育所又は認定こども園保育園部を利用する児童を除く。

(3) 無償化手続き

事前に市へ申請していただく必要があります。サービスを利用の際には、一旦利用料を支払っていただき、その後市に請求いただくことで、支払っていただいた利用料をお返しします。

(4) 無償化の上限額

3 歳以上（年少クラス以上）児 月額 37,000 円（11,300 円）

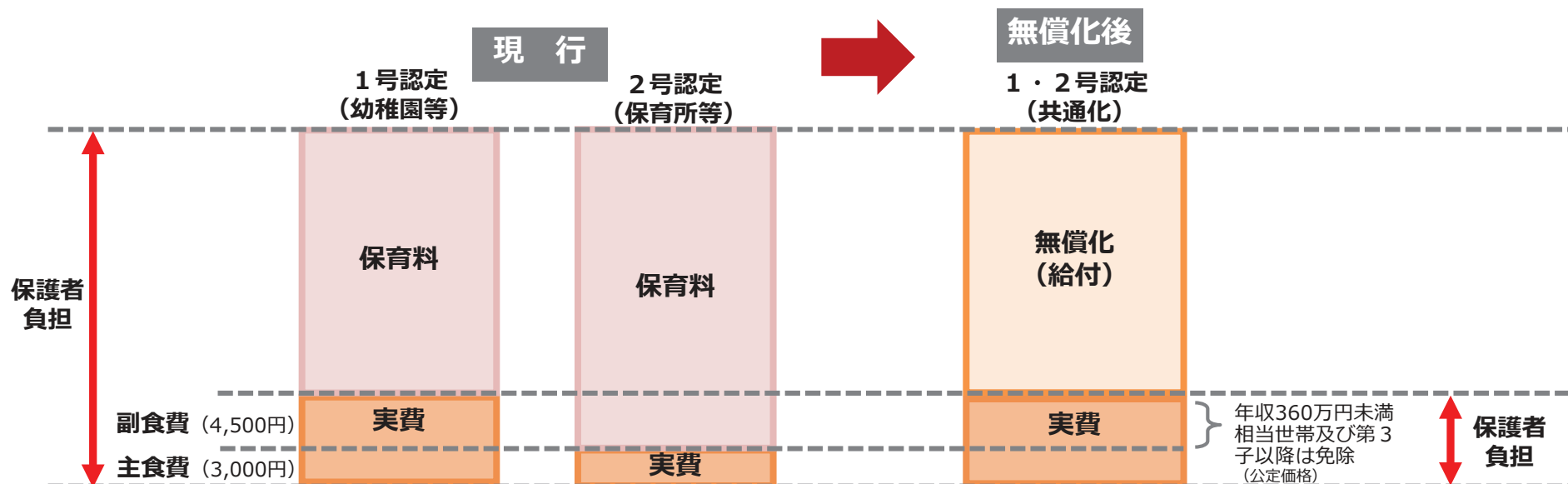
住民税非課税世帯の 3 歳未満児 月額 42,000 円（16,300 円）

※ （ ）内の額は、幼稚園又は認定こども園幼児園部との併用の場合

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
 - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・ 1号認定子ども（幼稚園等）

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

	これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
	これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
	今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども（保育所等[3～5歳児クラス]）

第1階層（生活保護世帯）		第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）		第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）		第1子	第2子	第3子以降

	これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
	今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

放課後児童クラブの民間委託について（原井小学校ふたば学級）

1 ふたば学級の現状について（各年度5月1日現在）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
原井小学校児童数(a)	198人	213人	213人	214人	206人
入会児童数(b)	50人	63人	66人	71人	73人
入所率(b/a)	25.3%	29.6%	31.0%	33.2%	35.4%

2 ふたば学級の移転の経緯

ふたば学級の入会児童数は、児童クラブの入会の対象児童が小学校6年生までに拡大されたことや共働き世帯の増加に伴い、上昇を続けています。近年は、ふたば学級の定員の50人を大きく上回る状態が続いており、数年はこの状況が続くと想定されます。

市では、原井小学校内の他の場所での実施を検討しましたが、原井小学校の構造上、現在の場所以外でのふたば学級の実施は困難であると判断しました。

このため、原井小学校外でのふたば学級の実施を検討してまいりました。その中で、より良い環境の中で児童にふたば学級を利用してもらうためには民間施設の活用と運営の民間委託が最善の方法であると判断し、事業者の募集を行うこととしたものです。

3 委託先の決定方法

公募の上、参加表明をした事業者からプレゼンテーションを受け、委託先の事業者を決定します。

4 移転後の想定施設

移転後の想定施設は、次のとおりです。

- (1) 原井小学校区内にあつて、できるだけ小学校からの距離が近い施設
- (2) 児童が小学校から通所する際に安全に通行できるルートが確保できる施設
- (3) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる施設
- (4) 運用上の工夫等も含め、障がい児の受入れに対応できる施設
- (5) 想定床面積 130 m²程度

5 スケジュール（案）

令和元年10月	事業者の公募
令和元年11月	委託先事業者決定
令和元年11月～令和2年9月	委託先による移転後の施設の整備
令和2年10月	新施設での受入れ開始

子育て支援センター建設地について

本施設は、子育て支援の拠点施設として、市内全域の子育て世代が利用する場となります。このため、これまでの様々なご意見も参考に総合的に判断し、建設地を次のとおり決定しました。

なお、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の提供を目指し、正式名称を「子育て世代包括支援センター」とし、通称を「子育て支援センターすくすく」とする予定です。

1 建設地

浜田市野原町 859 番 1

(浜田市総合福祉センター横 市有地)



2 選定理由

(1) アクセスの容易さ

未就学児の保護者へのアンケートの結果、現在の施設を半数近くが利用したことがなく、その理由として、約 30% の人が現在の場所では行きづらいことをあげています。

福祉センター横は、周りにランドマークとなる建物が複数あり、道路も広く整備されているため、初めての親子連れにもわかりやすい場所であると考えます。また、国道 9 号浜田道路(バイパス)の利用により、市の周辺部から市街地を通らずに来所することが可能となる等、市の全域からのアクセスにも優れています。

(2) 近隣公共施設との連携

世界こども美術館や総合福祉センター、島根県立大学と連携し、新たな事業展開が図れます。

(3) 自然災害への対応

不特定多数の親子が日常的に利用する施設としては、自然災害をできる限り回避できる場所に建設すべきと考えます。

高台に建設することにより、災害時の親子の避難場所としての新たな役割も担うことが可能となります。

(4) 豊かな自然環境

「海に見える文化公園」や「世界こども美術館の中庭」等もあり、広々としたロケーションの中で、安全でゆったりとした時間を過ごすことができます。

7号荷さばき所の整備スケジュールについて（報告）

浜田漁港の高度衛生管理型荷さばき所整備事業について、現在施工中の7号荷さばき所建設工事において、事業者から「全国的な建設資材※の不足が影響し工期内での完成が難しくなった」との申し出を受け、工期延期を行うこととしました。

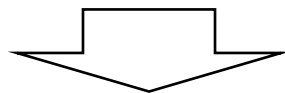
つきましては、建設工事の延伸に伴い、次のとおり整備スケジュールを変更しますので報告します。

※…鉄骨を結び付ける高力ボルト（ハイテンションボルト）

1. 整備スケジュールの変更

◆変更前

年度 区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
建設工事	○ 12 月議会承認 (契約)	7 号荷さばき所工事 2 月末完成	供用開始 (R2.4 月)
管理運営 (指定管理者制度)		9 月議会承認 (設置条例) ○ 12 月議会承認 (指定議決) ○	指定管理開始 R2.4 月～R5.3 月 (3 年間)



◆変更後

年度 区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
建設工事	○ 12 月議会承認 (契約)	7 号荷さばき所工事 3 月末完成	供用開始 (R2.7 月)
管理運営 (指定管理者制度)		12 月議会承認 (設置条例) ○ 3 月議会承認 (指定議決) ○	指定管理開始 R2.7 月～R5.3 月 (2 年 9 か月間)

【参考】7号荷さばき所の整備状況写真（令和元年8月30日現在）



令和元年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

(1) 調査実施日 平成31年4月18日（木）

(2) 調査の対象

国・公・私立学校小学校6年生（特別支援学校含む） 全児童

国・公・私立学校中学校3年生（特別支援学校含む） 全生徒

※特別支援学校及び小中学校の特別支援学級在籍者のうち、下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒や特別支援学校の教科の内容の指導を受けている知的障がい者である児童生徒は、調査対象としない。

(3) 浜田市での調査対象児童生徒数 ・小学校 396 名 ・中学校 418 名

(4) 調査の内容

① 教科に関する調査 小6：国語・算数 中3：国語・数学・英語（初実施、3年に1度）

② 質問紙調査 ・児童生徒に対する調査 ・学校に対する調査

2 各教科の平均正答率

※今年度から、A問題・B問題が統合されたため、〈昨年度比較〉はB問題との比較

(1) 小 学 校

	平均正答率（％）					
	浜田市	島根県	全国	差(市－県) ＜昨年＞	差(市－国) ＜昨年＞	差(県－国) ＜昨年＞
国 語	62	62	63.8	0 ＜－2.0＞	－1.8 ＜－1.7＞	－1.8 ＜0.3＞
算 数	65	65	66.6	0 ＜－3.0＞	－1.6 ＜－5.5＞	－1.6 ＜－2.5＞

(2) 中 学 校

	平均正答率（％）					
	浜田市	島根県	全国	差(市－県) ＜昨年＞	差(市－国) ＜昨年＞	差(県－国) ＜昨年＞
国 語	69.0	73.0	72.8	－4.0 ＜－5.0＞	－3.8 ＜－5.2＞	0.2 ＜－0.2＞
数 学	52.0	57.0	59.8	－5.0 ＜－5.0＞	－7.8 ＜－6.9＞	－2.8 ＜－1.9＞
英 語	49.0	53.0	56.0	－4.0	－7.0	－3.0

3 島根県の結果の概要

- 小学6年算数の平均正答率は65%（全国平均66.6%）で、全国平均との差は1.6P。分野別では全領域のうち3領域で下回り、「量と測定」が振るわなかった（全国より－2.9P）。問題形式別では、記述は2.4P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。棒グラフから、資料の特徴や傾向を読み取ることや、台形について理解することはよくできている。一方、示された計算の仕方を解釈し、減法の場面を基に、除法に関して成り立つ性質を記述することや、示された図形の面積の求め方を解釈し、その求め方の説明を記述することに課題がある。
- 中学3年数学は57%（全国平均59.8%）で、2.8P下回った。全4領域全てで全国以下となり、特に「関数」は3.6P開いた。問題形式別では、記述で3.0P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。事象を数的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することに課題がある。
- 小学6年国語は、62%（全国平均63.8%）で1.8P下回り、特に、「伝統的な言語文化と国語の特性に関する事項」では、3.7P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。必要な情報を得るために、本や文章全体を概観して効果的に読むことや、相手の意図を捉えながら聞き、自分の理解を確認する質問をすることはよくできている。一方、漢字（同音異義語）を文の中で正しく使うことや、目的や意図に応じて、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことに課題がある。
- 中学3年の国語は、73%（全国平均72.8%）で平均並みだった。
 - ・全国とはほぼ同じ傾向を示しているが、全問正答者が少ない。「話すこと・聞くこと」では、全国より1.3P上回っている。文章の構造を捉え、問われていることがどこに書かれているかを理解することに課題がある。
- 今回初めて実施した英語は53%（全国平均56%）。参考のため公開しない「話す」を除く3領域で全国以下となり、中でも「書く」は4.9Pも下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少なく、低～中正答率者が多い。短い英文の情報を正確に聞き取ることはおおむねできている。一方、与えられたテーマについて、自分の考えをまとまりのある文章で書くことや、聞いて把握した内容について、自分の考えを書くという複数の領域を統合して活用することに課題がある。
- 児童生徒質問調査では、小学校「算数の勉強は好きだ」とする回答が62.6%と過去5年で最も高かった。「今住んでいる地域の行事に参加している」とする回答は76.3%と高く、全国（68%）を8.3P上回っている。一方、一日あたり1時間以上勉強するとした中学生は59.4%にとどまり、全国平均を10.4P下回った。
- 学校質問調査から、全国との比較において大きな差異が見られる項目をあげる。
 - ・「算数の指導として、発展的な学習を行った」は58.8%で、全国（72.8%）より－14P。
 - ・「国語の指導として、発展的な学習を行った」は49.2%で、全国（62.8%）より－13.2P。
 - ・「英語の指導として、発展的な学習を行った」は57.8%で、全国（75.4%）より－17.6P。
 - ・「数学の指導として、発展的な学習を行った」は58.9%で、全国（76.5%）より－17.6P。

4 浜田市の結果

(1) 各教科の分類別集計結果の概要

※ ○：市が県を2ポイント以上、上回るもの

－：市と県の差が2ポイント未満のもの

△：市が県を2ポイント以上、下回るもの

① 小学校国語

評価の観点	学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		3	57.7	57.1	0.6	
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	70.0	71.5	-1.5	－
書く能力	書くこと	3	56.4	55.4	1.0	－
読む能力	読むこと	3	82.2	81.7	0.5	－
言語事項	伝統的な言語文化	5	48.7	49.8	-1.1	－

② 小学校算数

学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と計算	7	62.6	61.7	1.1	－
量と測定	3	46.5	50.0	-3.5	△
図形	2	73.9	77.0	-3.1	△
数量関係	7	66.7	66.8	-0.1	－

③ 中学校国語

評価の観点	学習指導要領の領域等	対象設問数	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
関心・意欲・態度		3	72.5	77.8	-5.3	△
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	67.6	71.5	-3.9	△
書く能力	書くこと	2	78.5	83.0	-4.5	△
読む能力	読むこと	3	68.3	72.4	-4.1	△
言語事項	言語事項	2	63.5	66.9	-3.4	△

④ 中学校数学

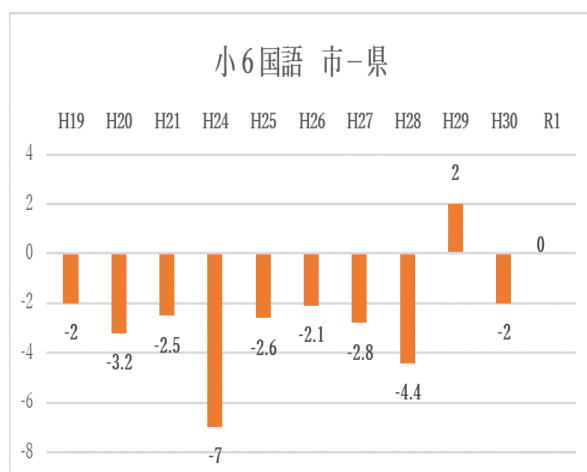
学習指導要領の 領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と式	5	55.6	61.3	-5.7	△
図形	4	65.1	71.2	-6.1	△
関数	3	30.5	37.2	-6.7	△
資料の活用	4	51.8	53.9	-2.1	△

⑤ 中学校英語

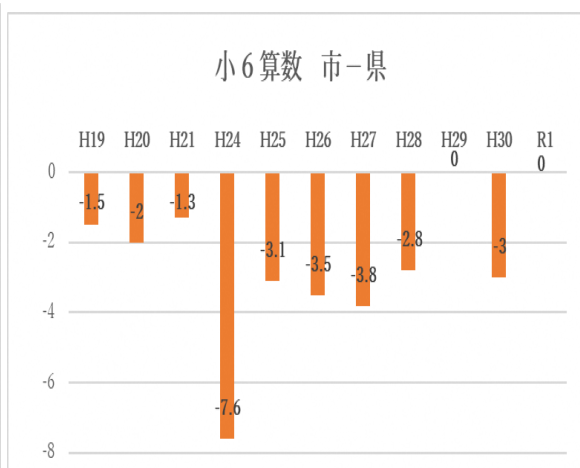
学習指導要領の領域	対象設問数	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
聞くこと	7	62.0	64.6	-2.6	△
読むこと	6	49.9	54.6	-4.7	△
書くこと	8	36.4	40.9	-4.5	△

(2) 平均正答率の県との差の推移

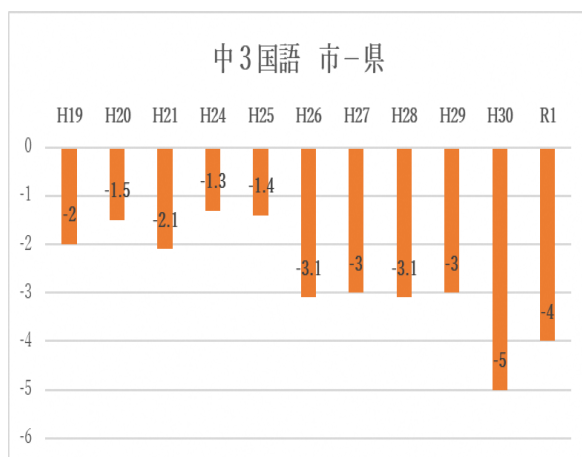
小6国語



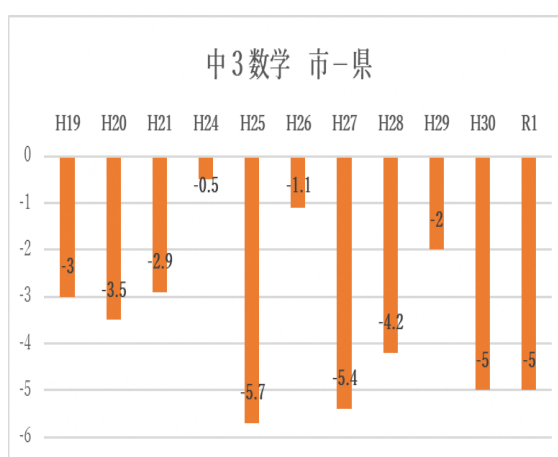
小6算数



中3国語



中3数学



(3) 教科に関する結果の概要

- 国語は、小学校62%（県62%）、中学校69%（県73%）。小学校は、「書くこと」「読むこと」が上回ったが、他の観点では下回った。中学校は、全ての観点で4P程度下回った。
- 算数・数学は、小学校算数65%（県65%）、中学校数学は52.0%（県57.0%）。小学校は、「数と計算」は上回ったが、他の領域は下回った。中学校数学は、全ての領域で下回った。
- 平均正答率の推移を見てみると、小学校では、国語、算数ともに県平均と同等になり上向きとなってきた。

中学校では、国語、数学については、横ばい。数学の全ての領域で5P～6P下回っている。英語は、「読むこと」「書くこと」で、4P以上下回った。

- 問題形式別では記述については、「求め方を説明する」とか、「理由を記述する」、「自分の考えを書く」等の、「資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする」ことに課題が見られる。具体的には以下の通りである。

- ・小学校・・・国語では、57.7%（県57.1%）。算数では、42.6%（県45%）。
国語は、県・国の正答率と同率であるものの、算数では、以下の問題において「正答率が低い」傾向がある。

△示された図形の面積の求め方の説明を記述する。

△2つの棒グラフから、一人当たりの水の資料量についてわかることを選び、選んだ理由を記述する。

- ・中学校・・・国語では、72.5%（県77.8%）。数学では、39.3%（県44.1%）。
特に、以下の問題において「正答率が低い」あるいは「無回答率が高い」傾向がある。

〈国語〉

△「趣旨＝自分の考えをもつ」：話合いの流れを踏まえ、「どうするか決まっていないこと」について、自分の考えを書く。

△「趣旨＝伝えたい事柄について、根拠を明確にして書く」：広報誌の一部にある情報を用いて、意見文の下書きに「魅力」の具体例を書く。

〈数学〉

△「趣旨＝三角形の合同条件を理解している」：照明で用いられている三角形の合同条件を書く。

△「趣旨＝資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明する」：「1日に26分ぐらい読書をしている生徒が多い」という考えが適切ではない理由を、ヒストグラムの特徴を基に説明する。

△「趣旨＝事柄が成り立つ理由を説明する」：連続する5つの奇数の和が中央の奇数の5倍になることの説明を完成する。

〈英語〉

△資料を読んでその問題に対する自分の考えを書く。

△事柄を比較して、どちらがよいか理由とともに意見を書く。

- 知識・技能の定着に向けた取組を今まで通り継続していくと共に、思考力・判断力・表現力（例えば、資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする力）や、学びに向かう力等の育成をめざす授業改善に地道に取り組んでいく必要がある。

(4) 児童生徒の意識調査から

- 「自分には良いところがあると思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校では83.3%（H30年度：69%）で増加し、全国（81.2%）よりも上回ってきた。
中学校でも75.3%（H30年度：77.1%）であり、全国（74.1%）を上回った。
改善に向かっていると捉えられる。
- 家庭学習時間については、「1日あたり1時間以上家庭学習をする」児童生徒の割合は、小学校では68.2%（H30年度：57.1%）であり、全国（66.1%）よりも上回ってきた。中学校では、57.9%（H30年度：55.8%）であり、まだ全国（69.8%）より下回っており、家庭と連携し継続的な取組が必要である。
- メディア接触については、項目「2時間以上テレビゲームをする子どもの割合」がないため、11月の浜田市アンケートにより状況を把握する。

(5) 学校質問紙（校長の自己評価）から

全国との比較において大きな差異が見られる項目をあげる。（数字は、「よくしている+どちらかといえばしている」の割合）

○まず、よくできていると認識された項目

「算数の指導として、補充的な学習の指導を行った」は100%。全国96.5%。

「特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導の工夫を行った」は100%。全国は95.1%。

→ 手厚い指導が行われていると考えられる。

△次に、大きく不足していると認識された項目

〈小学校〉

- ・「算数の指導として、発展的な学習を行った」は50.1%で、全国（72.8%）より-22.7P。
- ・「国語の指導として、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行った」は62.8%で、全国（88.2%）より-25.4P。
- ・「国語の指導として、書く習慣を付ける指導を行った」は68.8%で、全国（92.8%）より-24P。

〈中学校〉

- ・（「英語の指導として、発展的な学習を行った」は66.7%で（県57.8%）、
全国（75.4%）より-8.7P）。
- ・（「数学の指導として、発展的な学習を行った」は77.8%で（県58.9%）、
全国76.5%より上）。
- ・「生徒は、熱意をもって勉強していると思う」は55.5%で、全国（89.3）より-33.8P。
- ・「生徒は、授業中の私語が少なく、落ち着いていると思う」は55.5%で、全国（94.1）より-38.6P。
- ・「生徒は、礼儀正しいと思う」は55.5%で、全国（93.5）より-38P。
- ・「生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思う」は44.4%で、全国（82.2）より-37.8P。

→ 以上のことから、「発展的な学習」の不足と、中学校においては、「安心して落ち着いた学習環境、学級づくり」や「学習の意味の納得や理解」、「授業改善」等の課題が見えてくる。

5 今後について

(1) 取組の方向性

① 「知識・技能」の確かな定着の取組の継続

小学校においては向上が見られるものの、中学校ではまだ差がある。従って、各学校が、基礎的学力育成のために行っている取組（基礎学力テスト、書き取り会、計算会、家庭学習の工夫、家庭学習の定着、配信学習プリントの活用、指導・支援が必要な児童生徒への指導の時間の確保等）は、今後も継続して、基礎的・基本的な知識・技能の定着を確かなものとしていく。

② 授業改善、「思考力・判断力・表現力」「活用する力」の育成

記述問題等で求められている「思考力・判断力・表現力（例えば、資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする力）」や、「学びに向かう力」等の育成については、更なる指導改善が必要である。B問題対応や活用力育成のために、学校図書館活用教育等で行ってきた情報センターとしての図書館の機能を活用した学習や、各学校で進めている「主体的で対話的で深い学び」への授業改善や、活用力を意識した授業づくり（B型問題を授業に生かす等）の取組を継続していくことが一層求められる。

③ 「発展的な学習の指導」、「学習の意義の指導（キャリア教育）」「学級経営」の充実

また、今回の学校質問調査から見えてきた課題の対応として、次の点の改善に向けて、各学校や市教育研究会の部会等での研究取組が考えられる。

補充的な指導や特別支援教育の理解の上に、児童生徒の特性に応じた指導の工夫は充実してきている。一方、「発展的な学習」の不足が明らかである。そのことが、高正答率者が全国に比べて低い要因であると考えられる。「発展的な学習」の指導を工夫、実施し、学びに向かおうとする児童生徒の知的好奇心を刺激し一層伸ばしていくことが大切である。

また、中学校においては、更なる「授業改善」はもちろんであるが、「落ち着いて安心して学習に向かえる環境・学級づくり」や「学習の意義の丁寧な説明」等の確実な積み重ねが重要となる。この点は、「主体的に学ぶ児童生徒」の育成にも大きく関わるところで、小中学校が連携すべき最も重要なところであり、キャリア教育の一環として推進していく必要がある。

各学校が、①「チーム学校として組織的に取り組むこと」、②「授業改善に取り組むこと」。

大きな視点として、『めあてと振り返り』の質的向上（実施しているという意識は高まっている）をめざし、「めあての共有」「めあてにかえた確かな振り返りをやり切ること」を求めている。

また、各学校で「働き方改革」に取り組み教職員の意識改革を進めるための支援や、授業改善のための時間や児童生徒に関わる時間を確保するためにも、行政としても抜本的な方針が必要である。「統合型校務支援システム」等の教育の情報化やICT機器の導入計画を明確にし、業務改善を進め、校務の効率化とともに、教育の質の向上を目指したい。

そして、「当たり前のことが当たり前に丁寧に積み重ねていく」ことができるよう、学校も保護者も地域もが連携して取り組むことを求めている。

(2) 具体的な取組

① 「知識・技能」（基礎的・基本的事項等）の定着を図るための取組の継続

ア 各学校での基礎的・基本的事項定着の取組を継続する

- ・「めあてと振り返り」＝目標・成果が明確な連続した授業づくり
- ・学習プリント配信システムの活用
- ・家庭学習の取組
- ・基礎学力定着のための取組

イ 中学校区ごとの小中連携教育での取組

- ・キャリア教育の推進（キャリア・パスポートの活用） ・学習の意義の理解
- ・家庭学習の定着の一層の徹底 ・一貫した学習規律の確立
- ・生活習慣（ネットとの適切なつきあい方等）の見直し

② 授業改善に向けての取組 → 主体的・対応的で深い学びへの転換をめざし

ア 各学校での授業改善、学級経営等に向けての取組への支援

- ・本市の取組の良さ・価値付けをしたり、他の取組例の紹介をしたり、同じ方向で継続した取組を支援（訪問指導も含む）することで、更なる質の向上を図る。
- ・学級経営や学年経営を学校組織として取り組めるよう指導・支援に努める。
- ・「発展的な学習」の指導の工夫について指導・支援に努める。

イ 学校図書館教育を活用し、すべての教科を通して（国語、算数にとらわれることなく）、課題解決的、教科横断的な指導を行うことができるよう支援

- ・学校図書館活用教育研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加を呼びかける。
- ・教科横断的な学習を行うためのカリキュラムの見直しを求める。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」に関わる研修会の実施・参加喚起、情報提供

- ・協調学習研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加を呼びかける。また、情報提供に努める。
- 今年度、協調学習研修会を、8月に「管理職対象」「一般教員対象」に実施し理解を広める。
- ・算数・数学研究指定校（石見小、第二中）の設定によりアドバイザー継続指導と公開授業研究会への参加を呼びかける。また、情報提供に努める。

エ スーパーティーチャー示範授業研修

- ・国語、算数等の授業を元に、授業改善に向けての研修を継続。教科指導のみならず「校内研修（チーム学校として）」の在り方等の研修も行い、各学校の校内研修の支援とする。
- ・今年度、7月に「国語」「算数」を窓口に小学校会場で実施。8月に「道徳」を窓口中学校会場で実施。

オ 新学習指導要領の完全実施に対応

- ・小学校外国語活動、外国語教科化に向けての準備。学校訪問指導や研修を継続。
- ・小学校プログラミング教育導入の準備。浜田市全小学校で共通に取り組む「ミニマムスタンダード」となる「年間指導計画」を作成。プログラミングを体験できる教材の購入と研修。
- ・キャリア教育の一層の推進のための支援。小中学校に導入される「キャリア・パスポート」についての理解を深める研修。県委託事業「キャリア・パスポートの活用・研究事業」の研究校（原井小、第一中）の実践成果を市内の小中学校に提供していく。
- ・新指導要録の提供。文部科学省が示した基本型（成績一覧表とリンク版）を電子データで現場に提供する。

令和元年 9 月 9 日

浜田市長 久保田 章 市 様

(仮称)浜田歴史資料館検討会の検討結果報告について

(仮称)浜田歴史資料館検討会
会長 西 藤 真 一

本検討会では、(仮称)浜田歴史資料館に係る整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について検討を行いました。

本年 4 月から 8 月までの 5 か月間に 5 回の会議を 22 人の委員で行い、検討結果をまとめたので、次のとおり報告します。

1 検討結果

(1) 整備の方向性については、大半の委員が「賛同」

(仮称)浜田歴史資料館の整備については、アンケートの回答のあった委員 21 人(会長を除く全委員)のうち、賛成 9 人、条件付き賛成 10 人、合計 19 人で、大半の委員は、「賛同する」との意見であった。(反対 1 人、その他 1 人)

ア 賛成との回答の主な意見は、次のとおりであった。

- ・ 浜田郷土資料館の老朽化に伴い、建て替えに賛成
- ・ 先人たちが生命を賭して伝えてきた歴史的資料に触れることは、児童生徒及び市民の郷土愛を育成するために是非必要である。
- ・ 貴重な資料を提供された方々への公的なお礼の気持ちを伝えるためにも必要である。丁寧に保存することが、提供を受けた者の責務である。
- ・ 過去からの資料を逸失から守り、保管すること、また、それら資料から浜田の歴史を研究し、次世代への教育・発展継承していく観点から、資料館の整備は必要である。

イ 条件付き賛成との回答の主な意見は、次のとおりであった。

- ・ 建設費、運営費の圧縮が必要である。
- ・ 展示イメージ、運営費等の試算が不十分であり、今後の事業展開が見えない。資料館建設は賛成だが、目的、優先順位を含め再度検証し、整備案を決めるべきである。
- ・ 歴史的な資料を確実に保管する場所が必要であるが、子どもたちの教育環境の整備(学校建設等)が担保されている必要がある。
- ・ 事業効果の検証を行う必要がある。想定される資料館の利用者と十分に話し合い、多くの市民に利用されるよう取り組む必要がある。

ウ 反対との回答の意見は次のとおりであった。

- ・ 現在、展示されている資料が今後どれほど役に立つか、必要性が感じられない。他に優先すべき事業が多くあり、例えば、観光事業に注力した方がよい。

エ その他との回答の意見は次のとおりであった。

- ・ 検討会が判断するには時期尚早である。過去の反対や慎重な意見に関して市民が納得する回答を出し、総合的に建設が妥当か判断する必要がある。事業の優先順位や津波浸水の懸念については議論が不十分である。

(2) 整備場所については、A案とC案に分かれた。

ア 1位については、A案 7人、C案 7人で同数・最多であった。

イ 1位と2位を合算すると、最多はC案 16人、次点はA案 11人であった。

ウ A案、C案が支持された主な理由は、次のとおりであった。

【A案】 歴史的景観が残る場所である城山公園や浜田城資料館、日本遺産外ノ浦との一体的な活用が可能となる。

【C案】 財政的な理由で少ない経費で整備・運営でき、世界子ども美術館との一体的な活用が可能となる。津波浸水等の心配がなく、貴重な資料の保管場所として最適である。

(3) 建設費、運営費については、「できるだけ圧縮すべき」の意見が多かった。

2 会長意見

以上の報告で示すように、(仮称)浜田歴史資料館の整備についてはおおむね理解されていることから、整備を推進すべきだと考えます。そして、今後はより具体的な整備方針、ならびに展示内容・方法について検討を進めるべきだと結論できます。

ただし、その際、持続可能性が高く市民に愛される資料館とはどのような施設なのかという視点は忘れるべきではありません。市行政の円滑な運営を維持し、当施設の整備によって地域にどのような効果があるのか、またその貢献度はどうなのか、多角的に検証し、市民の賛同を得続けることが何よりも重要だからです。

そのため、以下二点について要望します。

第一 整備の必要性和効果、さらには市の行財政運営等の実態について、市において丁寧に説明をすること。

第二 施設を整備した後も、市民や利用者に満足・納得のいく質の高い運営がなされているかどうか、外部識者による継続的なモニタリングの体制を構築し、その結果を公開すること。

以上により、市民にとって愛される資料館として整備・運営されることを期待します。

(仮称)浜田歴史資料館検討会の概要

1-1 会議設置要綱

(仮称)浜田歴史資料館検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 (仮称)浜田歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)整備に係る基本方針の検討に関し、整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について、広く関係者の意見を聴くため、(仮称)浜田歴史資料館検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 歴史資料館の整備に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 検討会は、24人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、歴史資料館整備に係る基本方針の検討に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償費及び実費弁償）

第7条 委員が検討会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあつては同条例第5条の規定の例による。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

1-2 (仮称) 浜田歴史資料館検討会 委員名簿

◎ 会長、○副会長

No.	所属	職名	氏名	選出区分
1	島根県立大学	准教授	◎西藤 真一	識見者
2	島根県立大学	准教授	○豊田 知世	識見者
3	浜田市文化協会	会長	田中耕太郎	団体推薦
4	石見郷土研究懇話会	会長	岩町 功	団体推薦
5	浜田市浜田郷土資料館友の会	会長	西川 正毅	団体推薦
6	浜田市社会教育委員の会	会長	富金原 完	団体推薦
7	浜田市教育研究会社会科部会	部長	樋野 淳巳	団体推薦
8	浜田市PTA連合会	会長	佐々木洋平	団体推薦
9	浜田市PTA連合会母親委員会	委員長	坂井志穂美	団体推薦
10	浜田商工会議所	副会頭	福濱 秀利	団体推薦
11	石央商工会	会長	槇岡 正明	団体推薦
12	浜田商工会議所青年部	会長	金田 康平	団体推薦
13	石央商工会青年部	部長	久保田 総	団体推薦
14	浜田市観光協会	代表理事	岩谷百合雄	団体推薦
15	浜田青年会議所	副理事長	森脇 翼	団体推薦
16	浜田女性ネットワーク	会員	鎌原ヤシエ	団体推薦
17	浜田市高齢者クラブ連合会	会長	新田 勝己	団体推薦
18	浜田自治区地域協議会	会長	村井栄美子	団体推薦
19	金城自治区地域協議会	委員	岡本 朋博	団体推薦
20	旭自治区地域協議会	委員	岩田 直久	団体推薦
21	弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫	団体推薦
22	三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	団体推薦

※ 浜田市文化協会選出委員：第1回開催時は山崎晃前会長

1-3 会議開催状況

第 1 回	日時	平成 31 年 4 月 17 日(水)午後 6 時 30 分～午後 8 時
	次第	(1) (仮称)浜田歴史資料館検討会設置要綱について (2) 会長及び副会長の選出 (3) (仮称)浜田歴史資料館整備事業について ア 経過説明と現状について イ 検討事項と今後のスケジュールについて [出席委員 19 人]
第 2 回	日時	令和元年 5 月 21 日(火)午後 6 時 30 分～午後 8 時
	次第	(1) (仮称)浜田歴史資料館の整備案について (2) 中期財政計画及び見通しについて (3) 公共施設再配置の取組について [出席委員 17 人]
第 3 回	日時	令和元年 6 月 18 日(火)午後 5 時 30 分～午後 8 時 30 分
	次第	(1) 現地視察 (2) 前回の質問事項の回答 (3) (仮称)浜田歴史資料館について [出席委員 20 人]
第 4 回	日時	令和元年 7 月 22 日(月)午後 6 時 30 分～午後 8 時 15 分
	次第	(1) 前回の質問事項の回答(現地視察に関するものを含む。) ア (仮称)浜田歴史資料館の展示イメージについて イ 世界こども美術館(C 案)における改修・増設案について ウ 市内 2 美術館の概要について (2) 資料館建設について(各委員から発言) [出席委員 16 人]
第 5 回	日時	令和元年 8 月 22 日(木)午後 6 時 30 分～午後 7 時 50 分
	次第	(1) アンケート結果について(2) (2) (仮称)浜田歴史資料館検討会検討の経過について [出席委員 16 人]

会議提出資料(抜粋)

2-1 これまでの経緯

(1) 「博物館」構想

平成 12 年から「博物館」構想に関する検討事案があったが、財政上の問題等から実施できず、長年の懸案であった。

平成 12 年 (仮称)浜田総合博物館基本構想

平成 14 年 (仮称)浜田総合博物館基本計画

平成 21 年 中央図書館整備との併設検討

(2) 既存資料館の現状

各自治区に点在する資料館は老朽化が進んでいる。

施設名	延床面積	建築年	築年数 (平成 31 年現在)	管理方法
浜田郷土資料館	480 m ²	昭和 35 年	60 年	指定管理
金城民俗資料館	269 m ²	昭和 48 年	47 年	指定管理
金城歴史民俗資料館	175 m ²	昭和 48 年土蔵改装		
旭歴史民俗資料館	388 m ²	昭和 56 年	39 年	直営
弥栄郷土資料展示室	174 m ²	昭和 14 年築を改装 平成 17 年現在地開設	15 年	直営
三隅歴史民俗資料館	406 m ²	昭和 54 年	41 年	直営

(3) 浜田城周辺整備検討会

開府 400 年事業の一環として、平成 27 年 11 月から検討を開始し、平成 29 年 3 月までに全 10 回を開催した。(仮称)浜田歴史資料館整備基本方針(案)の取りまとめに際し、次のとおり検討会としての意見をまとめた。

検討会としては、資料館整備を進めたいという総意を持った。資料館整備後は、市民への説明責任を果たすため、その効果の検証を行う必要がある。その点で、財政的負担をできる限り抑制しなければならない。

このプロジェクトが市民に受け入れられるために、教育委員会、学校としっかりと連携してほしい。子どもたちがメインで活用する教育施設であり、収益施設ではないので、そのことに関して、その重みを市でしっかりと考えなければならない。

2-2 (仮称)浜田歴史資料館整備の目的

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 浜田の歴史文化の保存と継承(2) ふるさと郷育の拠点(3) 市民や観光客の交流拠点 |
|---|

【参考 1】既存の資料館の設置目的 (各資料館条例共通 抜粋)

郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資する
--

【参考 2】(仮称)浜田市総合博物館基本構想から

『地域の歴史・文化の継承拠点

市民の生活に活かされ、生涯学習に寄与する施設』

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市民一人ひとりが参加できる文化活動の拠点施設・ 知的好奇心を育てる生涯学習推進施設・ 「研究」「保存」「教育」という基本的要素が展示や教育普及、生涯学習活動に反映されるイキイキとしている博物館 |
|--|

2-3 想定される利用方法

(1) 浜田の歴史文化の保存と継承

保存・展示	・資料を収集、整理し、適切な環境で保存する。
	・資料を展示し、浜田の歴史文化を理解してもらう。
継 承	・資料を維持管理し、継承する。
	・資料を調査、研究し、その成果を継承する。

(2) ふるさと郷育の拠点

学校 教育	小 学 校	社会科	・昔の道具調べや生活の移り変わりを学習する。 ・浜田と日本の歴史を関連付けて学習する。
		理 科	・大地のつくりを石見畳ヶ浦の化石から学習する。 ・日本唯一の岩石である黄長石霞石玄武岩を学習する。
		総合的 な学習	・学校周辺の歴史や偉人、石見神楽等の身近な歴史文化を学習する。
	中 学 校	社会科	・浜田と日本の歴史を小学校より掘り下げて学習する。
		理 科	・浜田地震等により災害や大地変動を学習する。
		総合的 な学習	・市全体の視点から歴史や伝統文化等について、生徒が考えながら取り組む学習を行う。
	※ 小・中学校と資料館の移動はスクールバスを使用		
	高 校		・文化関係の部活動に活用する。 ・授業へ資料を提供し、生徒の関心を高める。
	大学等		・ゼミやレポート作成に活用する。 ・県外出身の学生に浜田の歴史文化への関心を高める。
	生涯 学習	公民館	・浜田の歴史文化を紹介することで、地域への理解と愛着を持ってもらう。
		各種団体	・団体の希望するテーマに沿って、資料等を紹介し、浜田の歴史文化を理解してもらう。
		個 人	・個人の希望に沿って情報を提供し、学習を支援する。

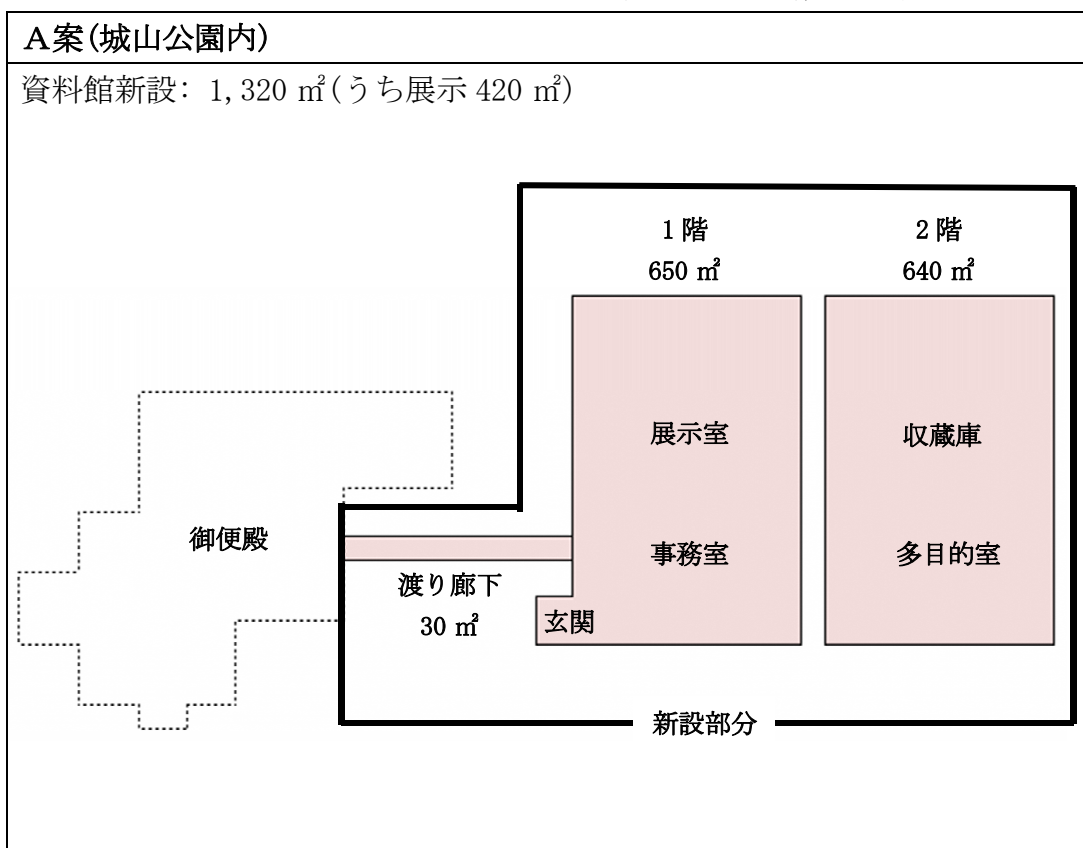
(3) 市民や観光客の交流拠点

市 民	交流の場	・市民同士が研究発表や議論ができる場とする。 ・交流イベント等を開催する。
観光客	情報提供	・展示等により、浜田の歴史文化を知ってもらう。 ・史跡や関係施設、観光地等の情報を提供する。

2-4 3つの案（A～C案）の詳細について

A案：城山公園内（御便殿周辺）に整備

※御便殿：浜田城資料館として改修



	全 体	面積 (単位: m ²)	概 要
		1,320	
用 途	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫（古文書・歴史）、特別収蔵庫
	事務室	30	職員7人
	玄関等	80	玄関、エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	440	機械室、荷解室、廊下、階段、渡り廊下
この案の特徴 ・浜田城資料館との一体的活用を図ることができる。 ・城山公園内であることから、自然や歴史的環境に恵まれている。 ※ 御便殿付近の津波による最大の浸水の深さは 30cm 未満(出典:浜田市津波ハザードマップ)であることから、展示物への影響はないものと思われる。			

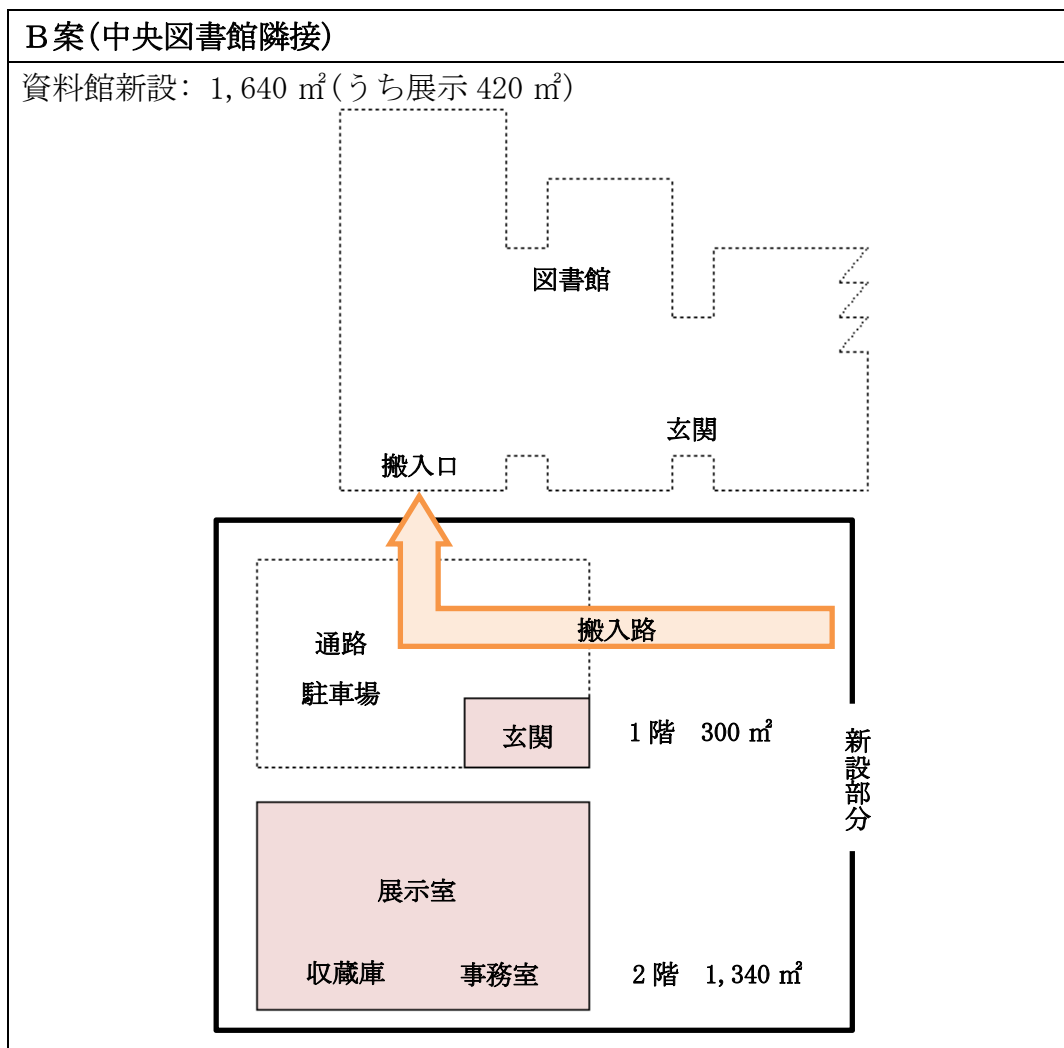
A 案：城山公園内御便殿周辺



至
国
道
九
号

至
松
原

B案：中央図書館に隣接して整備

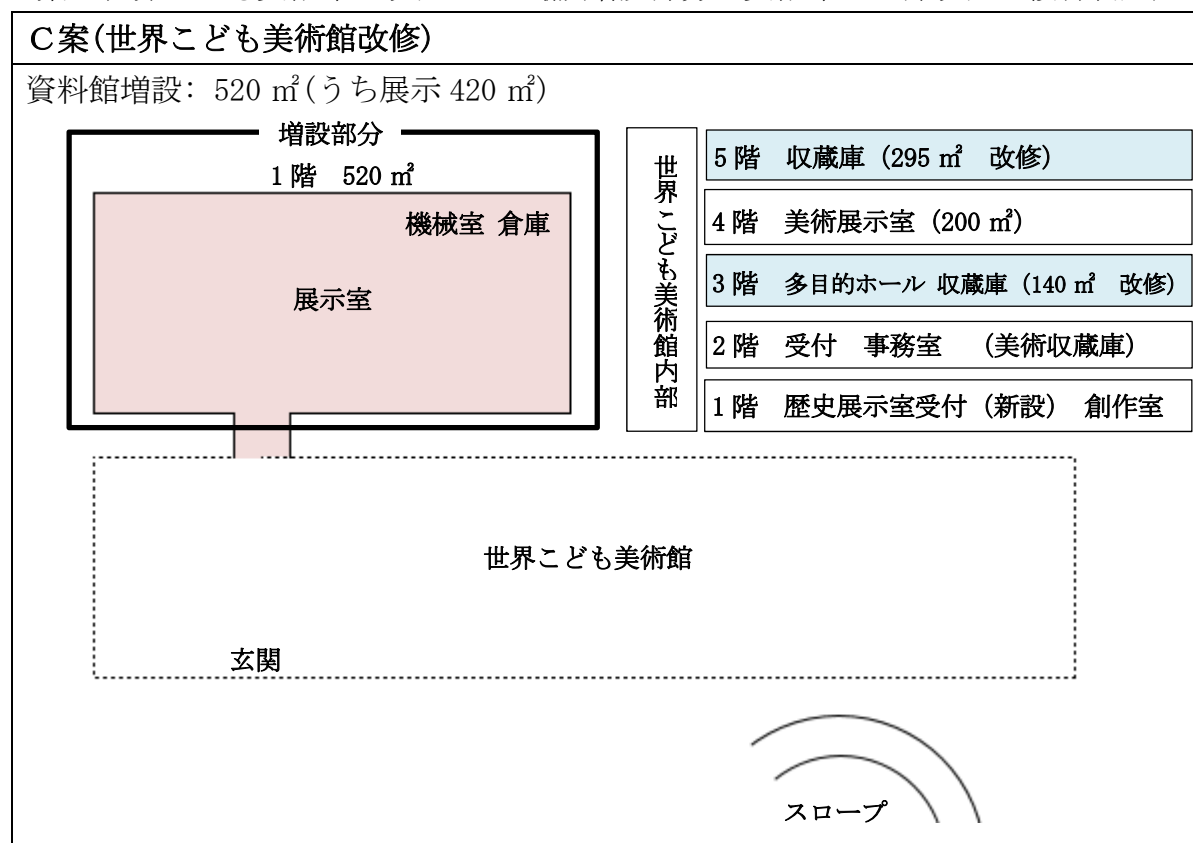


	全 体	面積 (単位: m ²)	概 要
		1,640	
用 途	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫 (古文書・歴史)、特別収蔵庫
	事務室	30	職員 6 人
	玄関等	300	玄関、1 階・2 階エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	540	機械室、荷解室、廊下、階段、EV
この案の特徴			
・ 物資搬入路及び駐車場を確保するために 1 階を下駄履き形式の 2 階建とする。 ・ 構造上、玄関、エントランス、廊下等の面積が広がる。 ・ 図書館と隣接することで、相互活用を図ることができる。			

B 案：中央図書館隣接



C案：世界こども美術館を改修して整備(増設部分と美術館の一部改修で複合利用)



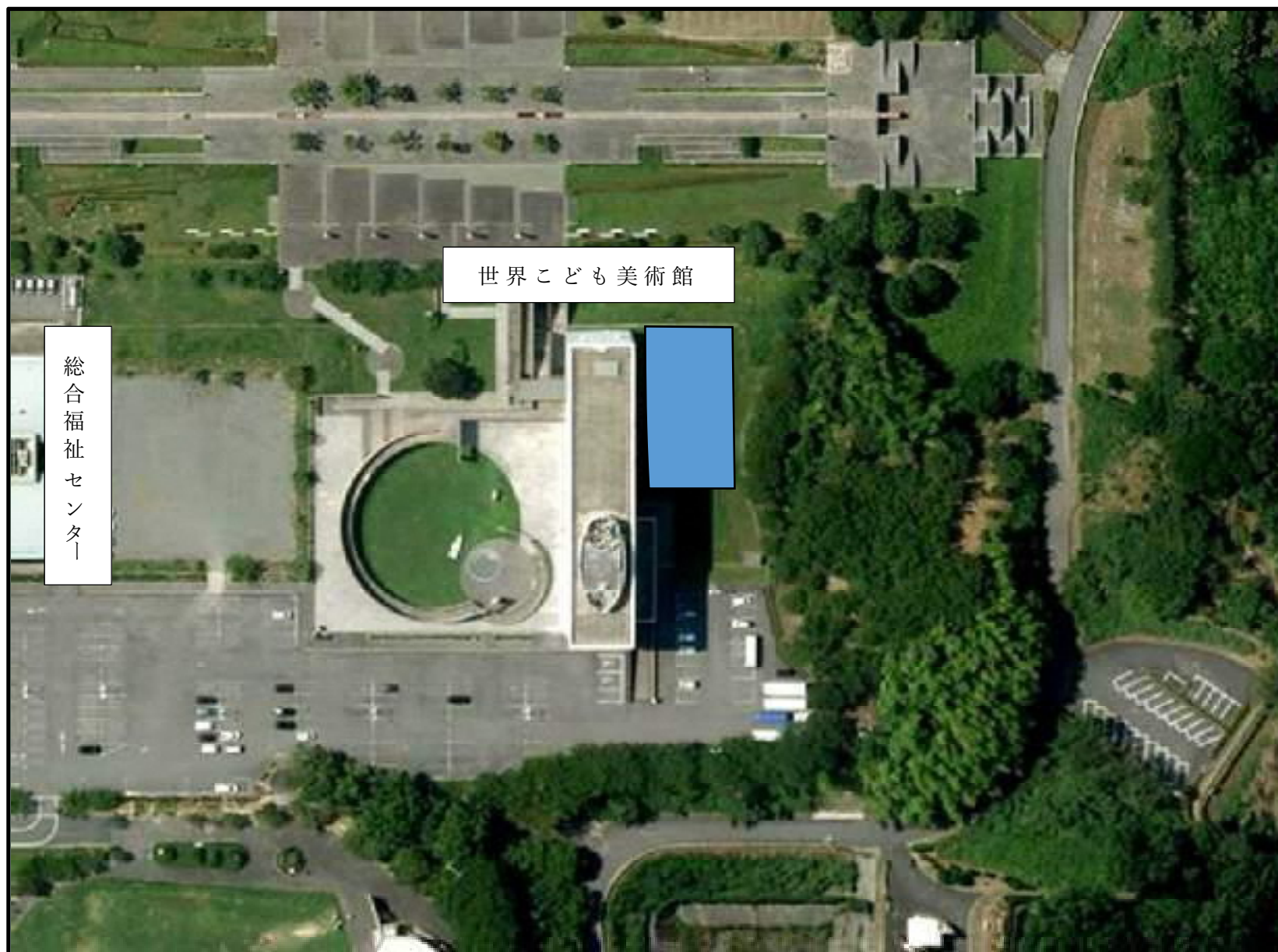
	全 体	面積 (単位: m ²)	概 要
		増設: 520 + 美術館改修: 566	
用 途	展示室	420	増設 別に美術展示室 200 m ²
	収蔵庫	0	既存展示室を改修 430 m ²
	事務室	0	美術館と共用 職員 3 人
	トイレ	0	美術館と共用
	玄関等	0	美術館と共用
	その他	100	増設 機械室、倉庫

この案の特徴

- ・美術館 1 階の海側に歴史展示室を増設
- ・博物館系の類似施設として一体的な施設とすることができる。
- ・施設の複合化により事務室やトイレ、玄関等を共用できる。

※ (仮称) 浜田歴史資料館と世界こども美術館の複合化における考え方
複合化した場合には、新たな展示室及び収蔵庫の確保が必要となるが、美術館の構造上、展示ケースの設置が困難なため、展示室は別棟を増設し、収蔵庫は美術館内の改修により確保するもの

C 案：世界こども美術館改修



2-5 整備費、運営費の財源と実質負担

(1) 整備費

単位：百万円

	事業費①			国の補助② (過疎債)	実質負担①－②
		建物	展示		
A 案	1,228	882	346	718	510
B 案	1,471	1,125	346	889	582
C 案	875	529	346	471	404

※「国の補助②（過疎債）」：事業費のうちの対象経費の7割が国の補助

(2) 運営費

単位：百万円

	支出額 ①	収入額 ②	運営費 ③(①－②)	既存施設運 営費減額分 ④	国の補助 ⑤	実質負担 ③－④－⑤
A 案	67	3	64	10	0	54
B 案	68	3	65	10	0	55
C 案	34	3	31	20	0	11

※「既存施設運営費減額分④」：A・B 案の10百万円は郷土資料館等の削減可能額。C 案の20百万円は郷土資料館等削減可能額10百万円+こども美術館10百万円の削減可能額

2-6 その他の既存施設利用について

提案した3つの案のほか、次の5つの既存施設について検討したが、いずれも歴史資料館として利用困難である。

	既存施設	延床面積	利用状況	アクセス
1	旧浜田警察署 (殿 町)	3,448 m ² ○	市役所北分庁舎 ×	○
2	しまねお魚センター (原井町)	2,116 m ² ○	水産拠点として 整備を計画 ×	○
3	勤労青少年ホーム (殿 町)	850 m ² ×	やまびこ学級 建物の老朽化が著しい ×	○
4	旧佐野小学校 (佐野町)	1,804 m ² ○	1 階は公民館 2 階は民間企業 ×	△
5	旧和田小学校 (旭 町)	2,096 m ² ○	1 階及び2 階の一部は 公民館 ×	△

※ 延床面積：展示室、収蔵庫、事務室等必要最小限の面積（約1,000 m²）の確保の可否
 利用状況：歴史資料館としての利用の可否
 アクセス：JR 浜田駅からの公共交通機関の利便性等

2-7 入館者見込と収入見込

(1) 入館者見込（開館して約3年後の、入館者が平準化した時点を想定） 単位：人

	整備箇所	有料 入館者①	有料 入館者②	小 計 ①+②	授業による 児童・生徒 の利用	総計③
A案	城山公園内 御便殿周辺	8,550	—	8,550	800	9,350
B案	中央図書館 隣接地	8,550	1,500	10,050	800	10,850
C案	こども美術館 を一部改修し 建物海側に増 設	8,550	2,100	10,650	800	11,450

※有料入館者①：歴史資料館建設により見込まれる人数

※有料入館者②：隣接する施設などから見込まれる人数

※ 総 計 ③：「子供の日」などの無料による入館者や割引入館者は、推計困難なため含んでいない。

※別添「入館者見込について」を参照

(2) 収入見込

	平均入館料(円)	有料入館見込人数(人)	金額(千円)
A案	300	8,550	2,565
B案	300	10,050	3,015
C案	300	10,650	3,195

※ 平均入館料：県内博物館等の入館料を参考に、入館者数、各種割引制度等を勘案し、300円を平均入館料とした。

(参考) 県内博物館等における入館料状況

	常設展(円)	企画展(円)
一 般	100～510	300～600
高 校・学 生	60～300	0～300
小学生・中学生	0～250	0～250

※ 有料入館見込人数：上記(1)入館者見込の総計から、「授業による児童・生徒の利用」（無料入館）を除いた見込人数

(別添)

入 館 者 見 込 に つ い て

1 提案した 3 つの案の入館者見込推計

	推 計 方 法	見込者数
A 案 (城山公園内御 便殿周辺)	平成 28 年当初計画での利用者推計を使用 (有料入館者①) 『浜田城周辺整備基本方針 ((仮称) 浜田歴史神楽資料館 整備) (案)』※裏面を参照。このうち、小・中学校による 利用 450 人を除いた推計)	約 8,550 人
B 案 (中央図書館隣 接地)	A 案の利用者推計による。(有料入館者①) 中央図書館利用者による歴史資料館利用者 (有料入館者②) (年間一人当たり貸出冊数 5.2 冊) 社会関係貸出冊数 2,660 冊 ÷ 5.2 冊 ÷ 512 人 人文関係貸出冊数 5,602 冊 ÷ 5.2 冊 ÷ 1,077 人 512 人 (社会関係) + 1,077 人 (人文関係) = 1,589 人	約 8,550 人 約 1,500 人
C 案 (こども美術館 を一部改修し 建物海側に増 設)	A 案の利用者推計による。(有料入館者①) こども美術館の展覧会観覧者による歴史資料館利用者 (有料入館者②) (H30 年度) 展覧会観覧者数 31,167 人 うち有料観覧者の割合・・・58% 郷土系展覧会 3,700 人 × 58% ÷ 2,100 人	約 8,550 人 約 2,100 人

2 小・中学校による児童・生徒利用数

(1) 小・中学校の授業と総合的な学習から 2 学年を対象とする。

(2) 現在の児童・生徒数は 1 学年の人数約 400 人とする。

・ 2 学年 × 400 人 = 800 人

計 約 800 人 (学校確認済み)

2-8 展示イメージ

	歴 史	民 俗	偉 人
先史・古代（旧石器～平安）	遺跡から出土した土器や石器をはじめ、石見国分寺の瓦等から、浜田が石見の中心地であったことを紹介   石見国分寺の瓦  誕生仏	江戸の民具 紙漉きやたたら製鉄、長浜人形に関する用具から地場産業の様子を紹介 	古代の偉人 石見国府の国司となった万葉歌人の柿本人麻呂を紹介  柿本人麻呂
中世（鎌倉～室町）	中世の遺跡から出土した輸入陶磁器や木製品から生活の様子を紹介したり、輸出された長浜刀等から朝鮮貿易等を紹介  長浜刀   古市遺跡出土の輸入陶磁器や土器	明治・大正の民具 農業や漁業、山林業に関する用具や石見神楽、田囃子等の習俗から生活の様子を紹介 	中世の偉人 三隅氏、福屋氏、周布氏、永安氏といった領主の紹介や鎌倉時代の浄土宗を布教した僧侶等を紹介  良忠上人  三隅兼連
近世（江戸）	浜田・津和野藩や城下町、村の生活等について古文書や絵図等から紹介するほか、幕末の石州口の戦いについても甲冑等により紹介   康親所用甲冑  岸静江籠手 松平右近将監家の家紋入り重箱	昭和の民具 生活用品や古写真等から生活が大きく移り変わっていく様子を紹介 	江戸の偉人 政治や地域に尽くした偉人等を紹介（下記の偉人は事例として表示）  岡本甚左衛門  岸静江  松平武聡
近現代（明治～平成）	浜田県や歩兵第21連隊について、関係する古文書や古写真、絵図等から紹介。また、港や町の変遷、生活の移り変わり等についても紹介  石見焼  浜田県庁の棟札 		明治以降の偉人 政治、経済、文化等の各分野で多くの偉人が活躍していることを紹介（下記の偉人は事例として表示）  佐々田懋  島村抱月

2-9 支所における展示計画

各資料館の地元郷土資料をより多くの人が観覧できる機会を提供するため、支所の空きスペースを活用し、収蔵資料の一部を展示する。

ア 令和元年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
三隅	1 階 右側フロア 現 産業建設課 約 54 m ²	・漁具などの民具
弥栄	弥栄会館 元喫茶室 52.3 m ²	・考古資料(土器・陶磁器) ・山村生活の民具

イ 令和2年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
金城	1 階 左側フロア 現 市民福祉課 21.3 m ²	・岡本甚左衛門関係古文書 ・山村生活の民具
旭	2 階 左側 元ミーティングルーム 30 m ²	・考古資料(土器・瓦・土師器・陶磁器) ・古文書(本陣立札・村誌類) ・産業(鉄滓・石見焼・瓦) ・偉人(佐々田懋 服部之聡 湯浅啓温 野田管麿)

2-10 市内2美術館の概要

※ 6 月議会において議員から(仮称)浜田歴史資料館検討会に情報提供しておくべきものとの意見があったことから提供するもの

名称	世界こども美術館創作活動館	石正美術館
設置時期	平成 8 年 11 月	平成 13 年 4 月
目的	子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化の振興に寄与する。	市民の美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、地域文化の振興に寄与する。
事業内容	・ 展覧会事業 ・ 創作活動・教育普及活動事業 (ミュージアムスクール、創作活動等) ・ 美術品及びその他美術に関する各種資料の収集、保管	・ 展覧会事業 ・ 創作活動・芸術文化普及活動事業 (石本正絵画教室、日本画教室等) ・ 美術品及びその他美術に関する各種資料の収集・保管
投資額	約 19 億円	約 7 億円
利用者数		
平成 28 年度	47,703 人	14,914 人
うち有料入館者数	27,542 人	3,803 人
平成 29 年度	47,582 人	12,170 人
うち有料入館者数	27,076 人	3,422 人
平成 30 年度	50,173 人	11,177 人
うち有料入館者数	30,623 人	2,628 人
職員数	7 人	8 人
正規職員	2 人	2 人
非常勤嘱託職員		1 人
嘱託職員	3 人	2 人
臨時職員	2 人	1 人
パート職員		2 人
運営費 (H30 実績)	7,427 万円	4,577 万円
浜田市の負担額	5,970 万円	4,208 万円

第 51 回浜田市美術展の開催について

浜田市では、美術への関心を深め、芸術文化創造の意識を高めることを目的として、第 51 回浜田市美術展を開催することとしており、特別賞が決定したので報告します。

1 一般公募展

(1) 会期 9 月 28 日(土)～10 月 6 日(日) 午前 9 時 30 分～午後 5 時
(9 月 28 日(土)は午後 1 時から、10 月 6 日(日)は午後 4 時まで)

(2) 会場 浜田市世界こども美術館創作活動館

(3) 出品数 188 点

絵画第 1 部	絵画第 2 部	写真の部	書第 1 部	書第 2 部	現代美術	自由作品	合計
33	65	19	29	29	3	10	188

(4) 観覧料 無料

2 特別賞受賞者

(敬称略、順不同)

受賞名	部 門	氏 名	住所・学校	作 品 名
浜田市長賞	絵画第 1 部	古森 和代	浜田市	祷
	写真の部	和田 人士	浜田市	あっ、ひこうき！
	書第 1 部	吉田 和代	浜田市	H A K U
	書第 2 部	今代 淳子	浜田市	李嶠詩
浜田市議会 議長賞	絵画第 1 部	森下 真衣	浜田高校 2 年	日向
	写真の部	藤田好太郎	浜田市	繚乱
	書第 1 部	牛尾 深雪	浜田市	緊
	書第 2 部	新多由美子	浜田市	野ざらしを
浜田市 教育委員会賞	絵画第 1 部	池田 則之	浜田市	桜咲く頃
	写真の部	水元 満夫	浜田市	夕映え
	書第 1 部	戸津川貴子	浜田市	T E N
	書第 2 部	石田 順子	浜田市	今年歎笑
浜田市 文化協会賞	絵画第 1 部	能美 睦	江津市	秋一色
	写真の部	渡辺紀美枝	浜田市	米寿
	書第 1 部	樋野不二子	浜田市	k e i
	書第 2 部	野上由香理	浜田市	孔子廟堂碑
浜田市 教育委員会 奨励賞	絵画第 2 部	横手 宏菜	浜田東中 3 年	美術室 部活用 用具入れ
		下田 芹香	三隅中 2 年	静かな夜道
	書第 2 部	湊 史奈	浜田高校 2 年	臨 鄭義下碑
浜田市 文化協会 奨励賞	絵画第 2 部	中尾 優月	浜田一中 3 年	青春
		佐々木舞凜	浜田一中 3 年	キララ多岐
	書第 1 部	杉本 朱音	浜田二中 3 年	継承

3 市長賞受賞作品



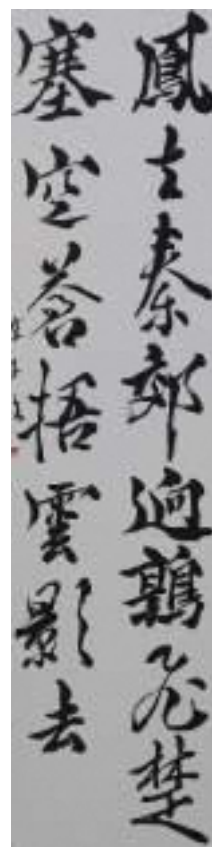
絵画第1部
「禱」
古森 和代



写真の部
「あっ、ひこうき！」
和田 人士



書第1部
「HAKU」
吉田 和代



書第2部
「李嶠詩」
今代 淳子

4 一般公募展表彰式

- (1) 日時 10月6日(日) 午後1時～午後2時
- (2) 会場 浜田市世界こども美術館創作活動館 4階第4展示室

5 児童・生徒書写展

- (1) 会期 10月11日(金)～18日(金) 午前9時30分～午後5時
(10月15日(火)は休館日、10月18日(金)は午後3時まで)
- (2) 会場 浜田市世界こども美術館創作活動館 多目的ホール(3階)

6 児童・生徒図画展

- (1) 会期 10月25日(金)～30日(水) 午前9時30分～午後5時
(10月28日(月)は休館日、10月30日(水)は午後3時まで)
- (2) 会場 浜田市世界こども美術館創作活動館 多目的ホール(3階)

陳 情 審 査 結 果 等 報 告 書

(令和元年9月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件 名	陳 情 者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等
R1. 7. 31	110	子育て支援センター（移転・新築）への木材利用に関する陳情	一般社団法人 島根県 木材協会浜田支部 支 部長 浦田 明彦 浜田市建設業協会 会 長 河野 博 石央森林組合 代表理 事組合長 西田 清久 公益財団法人 島根県 西部山村振興財団 理 事長 三浦 兼浩	福祉環境委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 11	全会一致 採択
R1. 8. 7	111	小福井市営住宅、雇用促進住宅の再整備についての陳情	熱田11町内会 会長 小松原一則外11	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成多数 採択
R1. 8. 7	112	島根県立浜田高等技術校の跡地利用に関する陳情	熱田11町内会 会長 小松原一則外11	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成多数 採択
R1. 8. 29	113	スキー事故の第三者委員会の設置等を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	114	SNSについて各課職員が閲覧できることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	115	職員の祭参加の取扱の検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	116	指定管理の選考委員を公表することを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	117	シングルペアレントの対象者の業種等の精査・ルール作成を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	総務文教委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 10	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	118	100円タクシーの認知等への効果を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	福祉環境委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 11	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	119	認知症について検討要望を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	福祉環境委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 11	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	120	家庭保育の推進を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	福祉環境委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 11	賛成少数 不採択

陳 情 審 査 結 果 等 報 告 書

(令和元年9月定例会議審査分)

受付年月日	番号	件 名	陳 情 者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等
R1. 8. 29	121	病児保育補助金返還の件について従業員聞き取り記録の提出を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	福祉環境委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 11	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	122	開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	123	「お魚センター」案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成少数 不採択
R1. 8. 29	124	美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	125	TEU、FEUを発表する意味の説明を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	126	基幹産業の定義を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	産業建設委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 12	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	127	議員のレベル底上のため試験を受けることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	128	委員会での議員のスキル向上を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	129	委員会で質問をしない委員の処遇検討を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	130	陳情者の聞き取りを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	131	「執行部が動くから賛成しなくても良い」という考えの再考を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	132	反対議員全員が理由を述べることを求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択
R1. 8. 29	133	陳情の発言時間の決定を求める陳情について	浜田市日脚町184-1 森谷 公昭	議会運営委員会	R1. 9. 2	R1. 9. 5	賛成なし 不採択